

平成26年

上砂川町議会会議録

第1回 定例会
予算特別委員会

上砂川町議会

上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
平成26年第1回定例会	
第1号(3月10日)	
議事日程	2
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	3
会期決定について	3
諸般の報告	3
総務文教常任委員長 数馬 尚の報告	3
厚生建設常任副委員長 川岸清彦の報告	4
数馬 尚の空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告	4
斎藤勝男の第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告	5
斎藤勝男の第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告	5
副議長の中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告	5
議長の石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告	6
議長の第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告	6
例月出納検査結果報告(12・1・2月分)	6
町長行政報告	6
教育長教育行政報告	6
同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第3号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定について	8
議案第4号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について	8
議案第5号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について	9
議案第6号 公の施設に係る指定管理者の指定について	10
議案第7号 中空知広域市町村圏組合格約の変更について	11
議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	11
議案第9号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算(第4号)	12
議案第10号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	17
議案第11号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	18
議案第12号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)	19
議案第14号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)	20
散会の宣告	23

第 2 号 (3月11日)

議事日程	2 4
会議録署名議員	2 4
開議の宣告	2 4
会議録署名議員指名について	2 5
議案第 3 号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定について (原案可決)	2 5
議案第 4 号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 5
議案第 5 号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について (原案可決)	2 5
議案第 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について (原案可決)	2 5
議案第 7 号 中空知広域市町村圏組合理約の変更について (原案可決)	2 5
議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について (原案可決)	2 5
議案第 9 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算 (第 4 号) (原案可決)	2 5
議案第 1 0 号 平成 2 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 1 号) (原案可決)	2 5
議案第 1 1 号 平成 2 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	2 5
議案第 1 2 号 平成 2 5 年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算 (第 1 号) (原案可決)	2 5
議案第 1 3 号 平成 2 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) (原案可決)	2 5
議案第 1 4 号 平成 2 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算 (第 3 号) (原案可決)	2 5
議案第 1 5 号 平成 2 6 年度上砂川町一般会計予算	2 8
議案第 1 6 号 平成 2 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算	2 8
議案第 1 7 号 平成 2 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算	2 8
議案第 1 8 号 平成 2 6 年度上砂川町下水道事業特別会計予算	2 8
議案第 1 9 号 平成 2 6 年度上砂川町水道事業会計予算	2 8
予算特別委員会設置及び付託について	3 5
休会について	3 6
散会の宣告	3 6

第 3 号 (3月18日)

議事日程	3 8
会議録署名議員	3 8
開議の宣告	3 8
会議録署名議員指名について	3 8
一般質問	3 8
川 岸 清 彦	3 8
町長 貝 田 喜 雄	3 9
予算特別委員会委員長報告	4 0

議案第15号	平成26年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	40
議案第16号	平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	40
議案第17号	平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	40
議案第18号	平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	40
議案第19号	平成26年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	40
調査第1号	所管事務調査について（許可）	42
追加日程について		42
意見書案第1号	通学中の子どもたちの安全確保を求める意見書（原案可決）	42
意見書案第2号	取調べ可視化の法制化を求める意見書（原案可決）	43
意見書案第3号	食の安全・安心の確立を求める意見書（原案可決）	44
意見書案第4号	特定秘密保護法の廃止を求める意見書（原案可決）	45
閉会の宣告		45

平成26年第1回定例会予算特別委員会

第1号（3月14日）

議事日程		46
委員長挨拶		46
開会の宣告		46
開議の宣告		46
町長挨拶		46
予算特別委員会の日程について		47
予算審査の方法について		47
予算審査資料の提出について		48
その他		48
議案第15号	平成26年度上砂川町一般会計予算（原案可決）	48
散会の宣告		73

第2号（3月17日）

議事日程		74
開議の宣告		74
議案第16号	平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算（原案可決）	74
議案第17号	平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算（原案可決）	75
議案第18号	平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算（原案可決）	76
議案第19号	平成26年度上砂川町水道事業会計予算（原案可決）	78
閉会の宣告		80

出席議員

議席 番号	氏 名	1 定			予 特	
		3.10	3.11	3.18	3.14	3.17
1	伊 藤 充 章	○	○	○	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○	○	○	○
3	吉 川 洋	○	○	○	○	○
4	斎 藤 勝 男	○	○	○	○	○
5	数 馬 尚	○	○	○	○	○
6	高 橋 成 和	×	×	○	○	○
7	横 溝 一 成	○	○	○	○	○
8	大 内 兆 春	○	○	○	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○	○	○	—

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	1 定			予 特	
		3.10	3.11	3.18	3.14	3.17
町 長	貝 田 喜 雄	○	○	○	○	×
副 町 長	—	—	—	—	—	—
教 育 長	林 智 明	○	○	○	○	○
教育委員長	栗 原 順 道	○	○	○	—	—
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○	○	—	—
議会事務局長 監査事務局長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○	○	○	○
企画振興課長	飯 山 重 信	○	○	○	○	○
住 民 課 長	渡 辺 修 一	○	○	○	○	○
福 祉 課 長	西 村 英 世	○	○	○	○	○
税務出納課長	永 井 孝 一	○	○	○	○	○
税務出納課参事	高 橋 良	—	—	—	○	○
教 育 次 長	前 田 厚	○	○	○	○	○
企画振興課技師長	佐 藤 康 弘	○	○	○	○	○
財 務 係 長	浅 利 基 行	—	—	—	○	○
水 道 係 長	西 井 洋 一	—	—	—	—	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	1 定			予 特	
		3.10	3.11	3.18	3.14	3.17
議会事務局長	中 島 隆 行	○	○	○	○	○
書 記	三 上 美 知 子	○	○	○	○	○

平成 26 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 1 日）

3 月 1 0 日（月曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会
午前 1 1 時 5 2 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について
3 月 1 0 日～3 月 1 8 日
9 日間
- 第 3 諸般の報告
- 1) 議会政務報告
 - 2) 閉会中における常任委員会所管
事務調査結果報告
総務文教常任委員会（数馬委員
員長）
厚生建設常任委員会（川岸副
委員長）
 - 3) 中空知中部広域連合議会第 1 回定
例会結果報告（数馬議員）
 - 4) 第 1 回砂川地区保健衛生組合議
会定例会結果報告（斎藤議員）
 - 5) 第 1 回砂川地区広域消防組合議
会定例会結果報告（斎藤議員）
 - 6) 中空知広域市町村圏組合議会第
1 回定例会結果報告（副議長）
 - 7) 石狩川流域下水道組合議会第 1
回定例会結果報告（議長）
 - 8) 第 1 回中・北空知廃棄物処理広
域連合議会定例会結果報告（議
長）
 - 9) 例月出納検査結果報告（1 2・
1・2 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 1 号 公平委員会委員の選

- 任につき同意を求めることについて
※ 同意第 1 号は、即決とする。
- 第 7 議案第 3 号 上砂川町議会の議決
すべき事件に関する条例制定につ
いて
- 第 8 議案第 4 号 上砂川町特別会計条
例の一部を改正する条例制定につ
いて
- 第 9 議案第 5 号 上砂川町社会教育委
員設置条例の一部を改正する条例制
定について
- 第 1 0 議案第 6 号 公の施設に係る指定
管理者の指定について
- 第 1 1 議案第 7 号 中空知広域市町村圏
組合規約の変更について
- 第 1 2 議案第 8 号 北海道市町村職員退
職手当組合規約の変更について
- 第 1 3 議案第 9 号 平成 2 5 年度上砂川
町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 4 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度上砂川
町国民健康保険特別会計（事業勘定）
補正予算（第 1 号）
- 第 1 5 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度上砂川
町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 6 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度上砂川
町土地取得事業特別会計補正予算
（第 1 号）
- 第 1 7 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度上砂川
町下水道事業特別会計補正予算（第
2 号）

第18 議案第14号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)
※ 議案第3号～第14号までは、提案理由・内容説明までとする。

○会議録署名議員

4番	齋藤	勝男
5番	数馬	尚

◎開会の宣告

○議長(堀内哲夫) おはようございます。ただいまの出席議員は、高橋議員から欠席の届け出がありますので、8名であります。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成26年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

(開会 午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(堀内哲夫) 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長(堀内哲夫) 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、齋藤議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎会期決定について

○議長(堀内哲夫) 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの9日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月18日までの9日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長(堀内哲夫) 日程第3、諸般の報告を行います。

議政報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、閉会中における常任委員会の所管事務調査結果について報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会、数馬委員長。

○総務文教常任委員長(数馬 尚) 総務文教常任委員会所管事務調査について。

調査した結果を次のとおり報告いたします。

調査期間、平成26年2月14日、1日間であります。

調査項目、上砂川町民センター、体育センター耐震化及び大規模改修事業の状況について。

調査委員は、総務文教常任委員会、数馬と吉川副委員長、横溝委員であります。

説明員として、飯山企画振興課長、佐藤技師長、前田教育次長、内野社会教育係長に対応していただきました。

調査内容ですが、上砂川町民センター、体育センターの耐震化及び大規模改修の状況について、工事の概要、利用状況等の説明を受けた後、現地調査を行いました。

調査結果ですが、上砂川町民センター、体育センターの耐震化及び大規模改修工事が行われ、佐藤技師長から工事内容の概要説明を、前田教育次長より利用状況等の説明を受け、工事にかかわる町民センターの会議室、図書室、調理室や体育センター運動室等の調査を行いました。工事の目的

は、町民センター及び体育センターの耐震化にあわせ、建設後50年近く経過し、老朽化が著しい公民館内の図書室及び調理室を移設するとともに、全ての床、壁等を改修したものであります。視察結果といたしましては、耐震化工事により震災時に耐え得る施設となり、また調理室の新設による調理場の利用が可能となり、震災時における町民の避難場所としての機能強化が図られるとともに、図書室の新設による児童生徒の学習環境の整備がなされ、児童生徒の学力向上に資する施設となったことは大変喜ばしい限りであります。今後さらに両施設のソフト面の充実が一層図られ、教育、文化活動の拠点施設として町民から大いに利用されるよう期待するところであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、厚生建設常任委員会、川岸副委員長。

○厚生建設常任副委員長（川岸清彦） 当日斎藤委員がちょっと不幸があり、私がかかって報告となりましたので、よろしく願いいたします。

厚生建設常任委員会所管事務調査について。

標記の件について、調査した結果を次のとおり報告いたします。

調査期間については、平成26年2月14日金曜日午前10時より行いました。

調査項目については、上砂川町民センター、体育センター耐震化及び大規模改修事業の状況について。

調査委員につきましては、厚生建設常任委員会の川岸、大内委員、伊藤委員の3名です。

説明員として、前田教育次長、内野社会教育係長、飯山企画振興課長、佐藤技師長でございます。

調査内容につきましては、上砂川町民センター、体育センターの耐震化及び大規模改修の状況について工事の概要、利用状況について説明を受けた後、現地調査を行いました。

調査結果でございますが、今年度上砂川町民センター、体育センターの耐震化及び大規模改修工

事が行われ、この工事内容の概要説明を佐藤技師長から、センターの利用状況については前田教育次長から説明を受け、現地にて町民センターの会議室、図書室、調理室や体育センターの運動場等の調査を行いました。今回の工事の目的は、町民センター及び体育センターの耐震化を実施するにあわせ、老朽化が著しい公民館より図書室、調理室を移設し、また床、壁等を改修したものです。視察結果といたしましては、町民センターにおいては旧喫茶室ガラス窓部分に耐震壁新設と2階大会議室屋根鉄骨補強、体育センターにおいてはギャラリー壁ブレース新設及び取りかえ、軒はり新設、屋根ブレース補強が施されており、震災時に耐えられる施設となり、調理室が移設されてきたことにより災害時にはより安心、安全な住民避難場所として機能強化が図られたところであります。耐震補強工事にあわせて、外壁塗装及び補修、屋上防水シート更新、照明器具LED化や内部各所改修及び図書室が新設されており、利用者が快適に使用できるようになり、今後のさらなる利活用について期待し、調査を終えました。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、空知中部広域連合議会第1回定例会結果報告について。数馬議員。

○5番（数馬 尚） 平成26年空知中部広域連合議会第1回定例会が去る2月19日、空知中部広域連合広域介護予防支援センターで開催されましたので、ご報告いたします。

審議した議件は、議案第1号 空知中部広域連合介護保険総合条例の一部を改正する条例の専決処分承認を求めることについて、議案第2号 平成25年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第2号）、議案第3号 平成25年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第2号）、議案第4号 平成25年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第2号）、議案第5号 平成25年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第2号）、それから1つ飛びまして、議

案第6号 平成26年度空知中部広域連合一般会計予算について、議案第7号 平成26年度空知中部広域連合介護保険事業会計予算について、議案第8号 平成26年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計予算について、議案第9号 平成26年度空知中部広域連合障害支援事業会計予算について、それから議案第10号 空知中部広域連合広域介護予防支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、それから議案第11号 空知中部広域連合規約の変更に伴う関係条例の整理に関する条例、議案第12号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてであります。

結果といたしまして、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

なお、関係書類は事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会結果報告と第1回砂川地区広域消防組合議会定例会結果報告について。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 私のほうからは、砂川地区保健衛生組合議会と砂川地区広域消防組合議会の2点についてご報告を申し上げます。

1点目でございます。平成26年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会について報告いたします。

日時につきましては、平成26年3月4日火曜日10時からでございます。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、議案第1号 平成25年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算、議案第2号

砂川地区保健衛生組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について、議案第3号 砂川地区保健衛生組合衛生センター管理条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第4号 平成26年度砂川地区保健衛生組合会計予算、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、報告第1号として

例月出納検査報告でございます。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

関係書類につきましては、事務局で保管しております。

2点目につきましては、平成26年第1回砂川地区広域消防組合議会定例会について。

日時でございます。平成26年3月4日火曜日11時より。

場所につきましては、砂川市役所議会委員会室。

議件につきましては、議案第1号 平成25年度砂川地区広域消防組合会計補正予算、議案第3号

砂川市の条例の準用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号 平成26年度砂川地区広域消防組合会計予算、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について、報告第1号として例月出納検査報告でございます。

結果につきましては、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、関係書類につきましては事務局に保管しておりますので、ごらんいただければと思っております。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会結果報告について。大内副議長。

○副議長（大内兆春） 平成26年中空知広域市町村圏組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

日時は、平成26年2月28日金曜日午前11時。

場所ではありますが、滝川市まちづくりセンターみんくる会議室。

議件、議案第1号 平成26年度中空知広域市町村圏組合一般会計予算、議案第2号 平成26年度中空知広域市町村圏組合交通災害共済特別会計予算、議案第3号 平成26年度中空知広域市町村圏組合交通遺児奨学事業特別会計予算、議案第4号

平成26年度中空知広域市町村圏組合ふるさと市町村圏基金事業特別会計予算、議案第5号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

結果であります。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されましたので、報告いたします。

○議長（堀内哲夫） 次、石狩川流域下水道組合議会第1回定例会結果報告と第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会結果報告については、私から報告いたします。

1点目でございますけれども、石狩川流域下水道組合議会について報告いたします。

平成26年石狩川流域下水道組合議会第1回定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成26年2月27日午前11時。

場所につきましては、滝川市総合福祉センター4階講堂。

議件でございます。報告第1号 専決処分について（工事請負契約に係る協定の変更について）、報告第2号 定期監査報告について、報告第3号

例月現金出納検査報告について、議案第1号 平成25年度石狩川流域下水道組合一般会計補正予算（第2号）、議案第2号 平成26年度石狩川流域下水道組合一般会計予算、議案第3号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

以上、慎重審議の結果、各議件とも原案どおり決定されました。

次、2点目でございますけれども、中・北空知廃棄物処理広域連合議会について報告いたします。

標記の件につきましては、平成26年第1回中・北空知廃棄物処理広域連合議会定例会が下記のとおり開催されましたので、報告いたします。

日時でございます。平成26年2月28日午後1時30分。

場所につきましては、滝川市まちづくりセンターみんくる会議室。

議件でございます。選挙第1号 中・北空知廃棄物処理広域連合選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議案第1号 平成25年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第2号 平成26年度中・北空知廃棄物処理広域連合一般会計予算、報告第1号 例月現金出納検査報告についてでございます。

以上、慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されました。

以上でございます。

次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の12、1、2月分のとおりでありますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成25年第4回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について、特にご報告申し上げることはありませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでありますので、ごらんをいただきまして、町長行政報告とさせていただきます。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。林教育長。

○教育長（林 智明） 教育行政報告を申し上げます。

平成25年第4回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましては、お手元に配付しており

まず報告書のとおりでございますが、英語指導助手の招聘につきましてご報告申し上げます。

英語指導助手として昨年8月に採用したバーマン・マイケル氏に任用期間である本年8月4日以降の再任用について意向を確認したところ、本人から任用期間をもって再任用を辞退したいとの申し出がありました。辞退の理由といたしましては、カナダ在住のマイケル氏の母親が昨年からの体調を崩したため、カナダに戻り、母親のお世話をしたいとのことでありましたので、やむを得ずマイケル氏の意向を承諾したところであります。マイケル氏は、小中学校の児童生徒の評判もよく、また町内のさまざまな行事にも積極的に参加するなど、町民の皆さんとの触れ合いを大事にし、大変親しまれておりましたので、大変残念ですが、8月4日の任用期間までこれまで以上に頑張っていたきたいと思います。

この再任用辞退を受けまして、本町としては新たな英語指導助手を採用するため、現在北海道国際課に対し、国籍にはこだわらず、運転免許を有する既婚者を優先する採用条件を付した事前要望調書を提出しており、6月ごろには決定する予定となっております。新たな英語指導助手につきましては、マイケル氏同様、中学校における正しい発音や正確な聞き取り能力の指導、小学校5、6年生には基礎学力の指導のほか、本町の単独事業であります小学校4年生以下の授業と月1回土曜日に実施しておりますグッドイングリッシュ、さらには保育園での英語になれ親しむための事業も継続していきたいと考えているところであります。今後におきましては、北海道と連携をして、採用基準に見合う英語指導助手の採用に向け対応してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

◎同意第1号

○議長（堀内哲夫） 次、日程第6、同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました同意第1号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、芦原禎典氏が平成26年3月20日で任期満了となるに伴い、後任に佐藤潤一氏を選任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容を説明いたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町字上砂川3番地16（朝駒3条2丁目1番3-21号）。氏名、佐藤潤一。生年月日、昭和33年8月2日。職業、団体職員。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもってご同意くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第1号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、町長提案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 公平委員会委員の選任に

つき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、議案第3号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第3号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、定住自立圏形成協定の締結もしくは変更または廃止する旨の通告を議会の議決すべき事件とするため、本条例を制定するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第3号について内容の説明をいたします。

このたびの条例の制定は、国が定める定住自立圏推進要綱により、定住自立圏形成協定の締結または変更等にあつては地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものでなければならないため、新たに条例を制定するものでございます。

中空知における定住自立圏構想につきましては、本年1月15日に滝川市と砂川市、両市が中心市宣言を行ったところで、現在各市町の担当課長により中心市と連携する協定項目について協議検討中であり、この後副市町長会議などを経ながら、連携する項目が整理された段階で皆様に提示させていただきまして、本年6月議会においてご審議いただきたく考えているところでありますので、

よろしくお願いいたします。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定により、上砂川町議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件について定めるものとする。

（議決すべき事件）

第2条 議会の議決すべき事件は、定住自立圏形成協定を締結し、若しくは変更し、又は同協定の廃止を求める旨を通告することとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、議案第4号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第4号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について提案の理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、公債費の償還終了に伴い、土地取得事業会計を廃止するため、条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示によ

り、議案第4号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、平成5年度に炭鉱跡地等の地域振興に資する土地の先行取得を行うため設置しました土地取得事業特別会計につきまして、今後取得を予定する公共用地もなく、所期の目的を達成したことから、本特別会計を廃止する旨の条例改正でございます。土地取得事業会計につきましては、現在平成8年度に本町地区炭鉱跡地先行取得事業において借入れをいたしました6,730万円の起債償還金のみを計上しておりますが、事務の効率化等を図るため、起債残高を一括繰上償還を行うことで会計を廃止するもので、繰上償還によりまして償還期限であります平成33年度までに発生する利子で約150万円ほどの財政効果が得られ、また実質公債費比率においても1ポイント程度の引き下げが見込まれるものでございます。なお、繰上償還に要します予算につきましては、後ほど補正予算においてご審議賜りたく、またこの条例の改正の規定にかかわらず、平成25年度分の会計につきましては出納整理期間であります本年5月31日までその効力を有する旨附則にて規定させていただいておりますので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例。

上砂川町特別会計条例（昭和39年上砂川町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「土地取得事業及び」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 この会計においては、下水道事業収入、一般会計繰入金、借入金及び附属諸収入をもってその歳入とし、下水道事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の諸支出をもって歳出とする。

附則

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2、改正後の条例の規定に基づき廃止する土地取得事業会計に係る平成25年度の会計について

は、この条例の規定にかかわらずなおその効力を有する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第5号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第5号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第5号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（地域主権改革一括法）の施行に伴い、社会教育法が改正されたことから、条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願います。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第5号について内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権改革一括法の施行に伴い、従前社会教育法で定められておりました社会教育委員の委嘱の基準につきましてこのたびの法改正において市町村の条例に規定するものとなりましたことから、本町条例に委嘱の基準の条項を追加するものであります。なお、改正後におきましても、現在委嘱をしております10人

の委員につきましては基準の要件を満たしますことから変更は生じませんので、ご理解願います。

それでは、本文に入らせていただきます。

上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例。

上砂川町社会教育委員設置条例（昭和25年上砂川町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（委嘱の基準）

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第6号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第6号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第6号 公の施設に係る指定管理者の指定について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、生活館等に係る指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願います。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第6号について内容の説明をいたします。

各町生活館等の管理につきましては、公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び生活館の設置及び管理に関する条例に基づき、各町自治会を指定管理者として指定し、各町生活館、集会所の管理運営業務を行っておりますが、本年3月で指定期間が満了となることから、本年4月からも引き続き3年間、各町自治会が管理運営業務を行うために、指定管理者の指定を承認いただくものであります。

指定管理者の選定につきましては、原則公募によるとされておりますが、生活館等については地域の集会施設との性格が強く、細部にわたる住民サービスの確保、向上を期する観点から、公募によらず、各町自治会を指定管理者として指定いたしたく、ご提案申し上げます。

それでは、本文に入らせていただきます。公の施設に係る指定管理者の指定について。

1 指定管理者の名称、管理を行わせる施設の名称及び所在地

指定管理者の名称、管理を行わせる施設、施設の名称、施設の所在地。鶉本町自治会、鶉本町生活館、上砂川町字鶉240番地1。下鶉自治会、下鶉生活館、上砂川町字鶉74番地13。鶉自治会、鶉若葉生活館、上砂川町字鶉265番地1。東鶉自治会、中央ふれあいセンター、上砂川町字鶉338番地1。緑が丘自治会、緑が丘集会所、上砂川町字鶉90番地4。東町自治会、東町集会所、上砂川町字西山15番地12。朝駒町内会、朝駒集会所、上砂川町字上砂川3番地16。

2 管理を行わせる期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで。

3 管理業務の範囲

（1）生活館等の施設及び設備の維持・管理

（2）利用の許可

(3) 利用料金の収受

(4) 上記業務に付随する業務

4 利用料金に関する事項

上砂川町生活館等の設置及び管理に関する条例(平成18年上砂川町条例第1号)第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第7号

○議長(堀内哲夫) 日程第11、議案第7号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第7号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第2項の規定により、中空知広域市町村圏組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、中空知広域市町村圏組合の事務所の移転に伴い、規約を変更するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長(米田淳一) それでは、ご指示により、議案第7号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第2項の規定に基づく中空知広域市町村圏組合規約の変更に関するものでございます。現在中空知広域市町村圏組合の事務所があります滝川市の広域生活総合センターは、昭和51年に開館し、築37年を経

過しており、老朽化が進み、本年3月末をもって廃止されることに伴い、4月以降、同組合事務所を滝川市役所内に移転するため、規約の条文を改めることについて議会の議決を求めるものでございます。

それでは、本文に入らせていただきます。中空知広域市町村圏組合規約の一部を改正する規約。

中空知広域市町村圏組合規約(昭和45年11月9日地方第2153号指令)の一部を次のように改正する。

第4条中「滝川市明神町1丁目5番29号、広域生活総合センター内」を「滝川市大町1丁目2番15号滝川市役所内」に改める。

附則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第8号

○議長(堀内哲夫) 日程第12、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長(貝田喜雄) ただいま上程されました議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

提案理由といたしましては、上川中部消防組合及び伊達・壮警学校給食組合が解散脱退することにより、規約の一部を変更するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求め

ます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第8号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、地方自治法第286条第1項の規定に基づく一部事務組合の規約の変更に関するものであります。内容につきましては、提案理由にございますとおり、上川中部消防組合及び伊達・壮瞥学校給食組合が解散脱退することに伴いまして組織する団体に変更が生じますことから、規約の関係条文を改めることについて構成する自治体において議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（上川）の項中「上川中部消防組合」を削り、同表（胆振）の項中「伊達・壮瞥学校給食組合」を削る

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時59分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、議案第9号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第9号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億450万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用できる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は「第3表 地方債補正」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第9号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款町税990万円の追加で、1億6,601万5,000円となります。

1項町民税1,130万円の追加で、8,197万円となります。

4項町たばこ税140万円の減額で、2,190万1,000円となります。

8款地方交付税5,908万2,000円の追加で、16億

409万8,000円となります。

1 項地方交付税、同額であります。

12款使用料及び手数料10万円の減額で、2億13万円となります。

1 項使用料170万円の追加で、1億7,891万7,000円となります。

3 項証紙収入180万円の減額で、1,896万3,000円となります。

13款国庫支出金293万4,000円の追加で、2億849万円となります。

1 項国庫負担金231万2,000円の追加で、1億3,079万4,000円となります。

2 項国庫補助金62万2,000円の追加で、7,655万8,000円となります。

14款道支出金1,359万円の追加で、1億2,460万4,000円となります。

1 項道負担金、264万6,000円の追加で、9,009万1,000円となります。

2 項道補助金1,094万4,000円の追加で、2,544万5,000円となります。

15款財産収入2,916万1,000円の減額で、1,587万1,000円となります。

1 項財産運用収入、同額であります。

16款寄附金203万2,000円の追加で、204万3,000円となります。

1 項寄附金、同額であります。

繰入金8,990万円の追加で、9,240万円となります。

1 項基金繰入金500万円の追加で、750万円となります。

2 項特別会計繰入金8,490万円の追加で、8,490万円となります。

18款諸収入9,718万4,000円の減額で、7,816万7,000円となります。

5 項雑入、同額であります。

19款町債1,739万3,000円の減額で、4億60万7,000円となります。

1 項町債、同額であります。

歳入合計が3,360万円の追加で、30億450万円となります。

2、歳出、1 款議会費39万円の減額で、4,265万9,000円となります。

1 項議会費、同額であります。

2 款総務費1,309万7,000円の減額で、5億691万7,000円となります。

1 項総務管理費1,249万7,000円の減額で、4億4,341万5,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費60万円の減額で、5,011万6,000円となります。

3 款民生費17万円の減額で、5億8,297万8,000円となります。

1 項社会福祉費203万3,000円の追加で、5億1,667万9,000円となります。

2 項児童福祉費220万3,000円の減額で、6,375万9,000円となります。

4 款衛生費5,344万1,000円の追加で、2億4,558万3,000円となります。

1 項保健衛生費5,616万1,000円の追加で、1億4,087万3,000円となります。

2 項清掃費272万円の減額で、1億471万円となります。

次ページでございます。7 款商工費480万円の追加で、8,577万4,000円となります。

項商工費、同額であります。

8 款土木費359万1,000円の減額で、3億134万4,000円となります。

1 項土木管理費609万8,000円の減額で、9,754万2,000円となります。

2 項道路橋りょう費348万2,000円の追加で、1億56万8,000円となります。

3 項住宅費97万5,000円の減額で、1億323万4,000円となります。

9 款消防費470万円の減額で、1億5,750万7,000円となります。

1 項消防費、同額であります。

10款教育費172万5,000円の減額で、9,220万円

となります。

1 項小学校費90万円の減額で、3,224万1,000円となります。

3 項中学校費30万円の追加で、3,260万1,000円となります。

4 項社会教育費20万円の減額で、942万1,000円となります。

5 項保健体育費92万5,000円の減額で、1,060万1,000円となります。

12款公債費96万8,000円の減額で、4億1,900万4,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が3,360万円の追加で、30億450万円となります。

第2表、繰越明許費、2款総務費、1項総務管理費、事業名、全国瞬時警報システム整備事業、事業費900万円。合計900万円。

第3表、地方債補正。1、変更、起債の目的、臨時財政対策債、町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修事業。補正前限度額、9,110万円、2億3,190万円。補正後限度額、8,710万7,000円、2億1,850万円。

事項別明細書、11ページ、歳出でございます。このたびの補正予算につきましては、最終補正予算でございまして、各費目の減額につきましてはそのほとんどが精査でございます。予算額の読み上げとさせていただき、増減の大きいものを中心に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

3、歳出、議会費、議会費、1目議会費39万円の減額で、4,265万9,000円となります。旅費の精査でございます。

総務費、総務管理費、1目一般管理費1,123万2,000円の追加で、5,754万6,000円となります。18節備品購入費でございますが、お手元に配付の資料ナンバー1をごらん願います。国民保護や災害情報など、対処に時間的余裕のない事態の情報を迅速、的確に全国の自治体へ伝達する目的で平成

23年度より運用されております全国瞬時警報システム、Jアラートにつきまして、国においてはそのシステムに新たに自動起動機を附帯するよう全国の自治体に通達を発し、本町においてはこれを整備することにより、登録制メールによる住民への即時情報伝達が可能となるもので、かかる経費を計上するものでございます。なお、事業費全ては道の補助金で措置され、年度内に補助採択、新年度に実施となりますことから、繰越明許費とさせていただきます。

予算書に戻りまして、25節積立金では、財政調整基金へ20万円、地域振興基金へ120万円、ふるさとづくり基金へ83万2,000円を積み立てるものでございます。

10目町民センター管理費2,640万2,000円の減額で、3億433万8,000円となります。電気料、清掃業務等委託料、また町民センター、体育センター耐震補強及び大規模改修工事の執行残等の精査でございます。

11目地域振興費267万3,000円の追加で、1,160万3,000円となります。中央バス路線維持助成金で前年度同様計上するものでございます。

次ページでありまして、総務費、戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費60万円の減額で、5,011万6,000円となります。負担金の精査でございます。

民生費、社会福祉費、1目社会福祉総務費692万3,000円の追加で、2億9,053万3,000円となります。19節負担金、補助及び交付金は、事業費の精査でございます。20節扶助費は、医療費の増と自立支援の利用者増に加え、12月定例会において町長行政報告をさせていただきました障害福祉サービスの介護給付費等にかかわりますサービス事業者への特別地域加算金の未支給分、本町総額で約270万円のうち、平成25年度支払い分の84万円を障害者自立支援費に含め、計上するものでございます。28節繰出金につきましては、国民健康保険基盤安定等繰出金の精査でございます。

2目老人福祉費71万5,000円の減額で、816万7,000円となります。精査でございます。

5目介護保険費328万1,000円の減額で、7,796万6,000円となります。空知中部広域連合負担金の精査でございます。

8目後期高齢者医療費89万4,000円の減額で、1億1,199万2,000円となります。繰出金の精査でございます。

民生費、児童福祉費、1目児童福祉総務費220万3,000円の減額で、4,614万2,000円となります。精査でございます。

衛生費、保健衛生費、1目保健衛生総務費5,910万6,000円の追加で、1億2,152万円となります。妊婦健康診査の精査のほか、水道事業会計繰出金につきましては出資にかかわる国の補助金として約2,800万円を要望しておりましたが、採択されなかったことから、不納欠損とあわせ計上するものでございます。

2目予防費300万円の減額で、975万円となります。各種ワクチン接種費用などの精査でございます。

3目環境衛生費5万5,000円の追加で、960万3,000円となります。負担金の精査でございます。

衛生費、清掃費、2目じん芥処理費180万4,000円の減額で、7,154万円となります。賃金、役務費、負担金の精査のほか、ごみ処分場の設備の修繕費用を計上するものでございます。

3目し尿処理費91万6,000円の減額で、3,285万6,000円となります。負担金の精査でございます。

次ページへ参りまして、商工費でございます。商工費、商工費、1目商工振興費20万円の減額で、2,595万1,000円となります。電気料の精査でございます。

3目観光費500万円の追加で、1,525万1,000円となります。ご承知のとおり、温泉送迎バスが残念ながら本年1月に砂川市におきまして事故を起こし、修理費用に約500万円要しますことから、振興公社と協議の結果、車両の老朽化等も考慮し、

またこれからの観光シーズンに間に合うよう、程度のよい中古バスを修理費用見合い分で購入することとし、その経費を振興公社へ助成するものでございます。

土木費、土木管理費、1目土木総務費609万8,000円の減額で、9,754万2,000円となります。各町街路灯維持、設置補助の精査及び下水道事業会計繰出金の精査でございます。

土木費、道路橋りょう費、1目道路維持費348万2,000円の追加で、1億56万8,000円となります。除排雪にかかわります賃金、需用費、委託料の追加と下鶉地区排水改修工事費の精査でございます。

土木費、住宅費、2目公営住宅建設費97万5,000円の減額で、4,026万円となります。精査でございます。

消防費、消防費、1目常備消防費470万円の減額で、1億5,750万7,000円となります。負担金の精査でございます。

教育費、小学校費、1目学校管理費10万円の追加で、2,558万7,000円となります。パソコン等の備品購入経費でございます。

2目教育振興費100万円の減額で、665万4,000円となります。準要保護対象者の精査でございます。

教育費、中学校費、1目学校管理費80万円の追加で、2,640万1,000円となります。小学校同様、パソコン等の購入経費でございます。

2目教育振興費50万円の減額で、620万円となります。準要保護対象者の精査でございます。

教育費、社会教育費、2目公民館費20万円の減額で、445万円となります。精査でございます。

教育費、保健体育費、1目保健体育総務費17万8,000円の減額で、313万1,000円となります。精査でございます。

2目体育施設費74万7,000円の減額で、747万円となります。体育センター改修休館に伴う賃金の精査でございます。

次ページでございます。公債費、公債費、1目元金3万2,000円の追加で、3億6,477万9,000円となります。起債償還元金の精査でございます。

2目利子100万円の減額で、5,422万5,000円となります。一時借入金利子の精査でございます。

続きまして、8ページ、歳入に参ります。2、歳入、町税、町民税、1目個人180万円の追加で、6,500万6,000円となります。所得割の追加でございます。

2目法人950万円の追加で、1,696万4,000円となります。法人税割の追加でございます。

町税、町たばこ税、1目町たばこ税140万円の減額で、2,190万1,000円となります。売り上げ本数の減少によるものでございます。

地方交付税、地方交付税、1目地方交付税5,908万2,000円の追加で、16億409万8,000円となります。普通交付税につきましては、予算現額13億7,201万6,000円に対し、交付決定額が14億4,222万2,000円で、このたび5,908万2,000円を追加補正し、残る1,112万4,000円は専決処分とさせていただくものでございます。

使用料及び手数料、使用料、4目土木使用料170万円の追加で、1億7,706万7,000円となります。職員住宅の一般開放による使用料の追加でございます。

使用料及び手数料、証紙収入、1目証紙収入180万円の減額で、1,896万3,000円となります。し尿処理、ごみ処理証紙収入の精査でございます。

国庫支出金、国庫負担金、1目民生費負担金231万2,000円の追加で、1億3,079万4,000円となります。障害者自立支援の歳出の増と国保基盤安定、児童手当の歳出の減による精査でございます。

国庫支出金、国庫補助金、1目総務費補助金101万6,000円の減額で、6,888万4,000円となります。町民センター、体育センター耐震補強事業の精査でございます。

2目民生費補助金163万8,000円の追加で、291万8,000円となります。昨年の6月補正で予算計

上いたしました子供子育て支援事業電子システム導入事業の補助で、歳出同額でございます。

3目衛生費補助金8万9,000円の減額で、27万2,000円となります。がん検診推進事業の精査でございます。

4目土木費補助金8万9,000円の追加で、421万8,000円となります。町道緑が丘支線ロードヒーティング事業と既設改良住宅改善事業の精査でございます。

道支出金、道負担金、1目民生費負担金293万円の追加で、7,692万9,000円となります。障害者自立支援の歳出の増と国保基盤安定、児童手当の歳出の減の精査でございます。

2目保険基盤安定拠出金28万4,000円の減額で、1,316万2,000円となります。後期高齢者医療保険基盤安定拠出金の精査でございます。

道支出金、道補助金、1目総務費補助金943万8,000円の追加で、948万8,000円となります。歳出で説明いたしました全国瞬時警報システム整備事業、歳出同額に電源立地交付金を計上するものでございます。

2目民生費補助金150万6,000円の追加で、823万1,000円となります。医療費等の歳出の増による精査と福祉灯油対策事業の補助金の追加でございます。

次のページへ参りまして、財産収入、財産運用収入、1目財産貸付収入2,936万1,000円の減額で、1,563万8,000円となります。職員住宅の一般開放に伴う減とあわせ、当初予定していましたが福祉医療センターの建物貸付収入が条件の変更により無償貸与となったことによる精査でございます。

2目利子及び配当金20万円の追加で、20万1,000円となります。基金利子の精査でございます。

寄附金、寄附金、1目寄附金203万2,000円の追加で、204万3,000円となります。一般寄附金につきましては3件で120万円、ふるさと寄附金では6件で83万2,000円をそれぞれ計上するものでございます。

繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金500万円の追加で、750万円となります。歳出で説明いたしました温泉バス購入に係る振興公社への交付金同額を本基金の取り崩しにより繰り入れするものでございます。

繰入金、特別会計繰入金8,490万円の追加で、8,490万円となります。広域連合分賦金精算分などで、歳出同額でございます。

諸収入、雑入、5目雑入9,718万4,000円の減額で、6,389万6,000円となります。福祉医療センター職員人件費負担金につきましては、当初指定管理者との協議で正職員のみに係る人件費相当を概算で見込んでおりましたが、細部の協議の中で指定管理者の給与体系が職歴等にかかわらず一律初任給からの支給となったこと、さらに組合との労使交渉において正職員のみならず、嘱託、臨時職員についても3年間の現給保障をすることとしたこと、また年度途中における数名の正職員の退職者も出ましたことから、当初見込んでいた人件費の戻り分が減となったものでございます。その他雑入の精査でございます。

町債、町債、1目総務債1,739万3,000円の減額で、3億5,260万7,000円となります。1節臨時財政対策債の許可額の決定による減額精査と町民センター、体育センター耐震補強及び大規模改修の入札減による過疎債の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第10号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第10号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第10号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別

会計（事業勘定）補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,148万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,403万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、ご指示により、議案第10号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1款国民健康保険税129万7,000円の追加で、6,771万8,000円となります。

1項国民健康保険税、同額であります。

3款繰入金179万7,000円の減額で、3,432万3,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入6,198万円の追加で、6,198万5,000円となります。

1項一般会計繰入金953万5,000円の減額で、4、2項雑入6,198万円の追加で、6,198万3,000円となります。

歳入合計6,148万円の追加で、1億6,403万8,000円となります。

2、歳出、1款総務費6,148万円の追加で、1億6,388万3,000円となります。

1 項総務管理費、同額であります。

歳出合計6,148万円の追加で、1億6,403万8,000円となります。

5 ページの事項別明細書、歳出でございます。

3、歳出、総務費、総務管理費、1 目一般管理費6,148万円の追加で、1億6,293万2,000円となります。19節負担金、補助及び交付金2,342万円の減額は、広域連合負担で、医療費の減少によります医療給付費2,765万7,000円の減額のほか、介護給付費等の増加で、介護保険料納付負担金246万7,000円、後期高齢者支援金等負担金177万円を追加するものでございます。28節繰入金8,490万円は、歳入超過となる分について一般会計へ繰り出すものでございます。

続きまして、4 ページの歳入に戻ります。2、歳入、国民健康保険税、国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税80万円の追加で、6,125万6,000円となります。医療給付費現年度課税分の精査でございます。

2 目退職被保険者等国民健康保険税49万7,000円の追加で、646万2,000円となります。

繰入金、一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金179万7,000円の減額で、3,432万3,000円となります。国民健康保険基盤安定等繰入金につきましては、一般会計からのルール分の繰り入れを減額するものであります。

諸収入、雑入、3 目雑入6,198万円の追加で、6,198万1,000円となります。空知中部広域連合分賦金前年度精算金の追加でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第11号

○議長（堀内哲夫） 日程第15、議案第11号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第11号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ453万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,710万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は住民課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、ご指示により、議案第11号について内容の説明をいたします。

2 ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款後期高齢者医療保険料380万円の減額で、5,603万2,000円となります。

1 項後期高齢者医療保険料、同額でございます。

4 款繰入金89万4,000円の減額で、2,063万5,000円となります。

1 項一般会計繰入金、同額でございます。

6 款繰越金15万8,000円の追加で、15万8,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計453万6,000円の減額で、7,710万円となります。

2、歳出、2 款後期高齢者医療広域連合納付金453万6,000円の減額で、7,547万2,000円となります。

1 項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

歳出合計453万6,000円の減額で、7,710万円となります。

事項別明細書、5ページでございます。歳出でございます。3、歳出、後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療広域連合納付金、1 目後期高齢者医療広域連合納付金453万6,000円の減額で、7,547万2,000円となります。19節負担金、補助及び交付金453万6,000円の減額につきましては、後期高齢者医療広域連合負担金の精査によりまして、保険料等負担金で402万1,000円、事務費負担金で51万5,000円を減額するものでございます。

4ページ、歳入に参ります。2、歳入、後期高齢者医療保険料、後期高齢者医療保険料、1 目特別徴収保険料70万円の減額で、4,111万3,000円となります。

2 目普通徴収保険料310万円の減額で、1,491万9,000円となります。いずれも被保険者数の減による減でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1 目事務費繰入金51万5,000円の減額で、308万5,000円となります。

2 目保険基盤安定繰入金37万9,000円の減額で、1,755万円となります。いずれもそれぞれ精査によるものでございます。

繰越金、繰越金、1 目繰越金15万8,000円の追加で、15万8,000円となります。前年度繰越金を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第12号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、議案第12号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第12号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にら歳入歳出それぞれ2,853万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,226万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第12号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款繰入金2,853万7,000円の追加で、3,226万7,000円となります。

2 項基金繰入金、同額であります。

歳入合計が2,853万7,000円の追加で、3,226万7,000円となります。

2、歳出、1 款公債費2,853万7,000円の追加で、3,226万7,000円となります。

1 項公債費、同額であります。

歳出合計が2,853万7,000円の追加で、3,226万7,000円となります。

事項別明細書、3ページ、歳出でございます。

3、歳出、公債費、公債費、1 目元金2,853万7,000円の追加で、3,194万7,000円となります。長期債償還元金につきましては、先ほど一般議案でご

提案しましたとおり、起債償還金の繰上償還を行い、本特別会計を廃止しますことから、2,853万7,000円を計上するものでございます。

歳入でございます。2、歳入、繰入金、基金繰入金、1目基金繰入金2,853万7,000円の追加で、2,853万7,000円となります。減債基金2,853万7,000円を取り崩しまして、一般会計へ繰り入れすることで収支の均衡を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第13号

○議長（堀内哲夫） 日程第17、議案第13号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第13号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,165万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝田喜雄

以下、内容の説明は企画振興課技師長からいた

しますので、よろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、ご指示により、議案第13号について内容の説明をいたします。

2ページでございます。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、2款使用料及び手数料90万円の追加で、3,145万8,000円となります。

1項使用料、同額であります。

3款繰入金407万8,000円の減額で、6,630万7,000円となります。1項一般会計繰入金、同額であります。

5款町債60万円の減額で、5,140万円となります。

1項町債、同額であります。

歳入合計が377万8,000円の減額で、1億5,165万2,000円となります。

2、歳出、1款下水道費291万8,000円の減額で、3,160万8,000円となります。

1項下水道整備費291万8,000円の減額で、2,713万4,000円となります。

2款公債費86万円の減額で、1億1,994万4,000円となります。

1項公債費86万円の減額で、2,382万2,000円となります。

歳出合計が377万8,000円の減額で、1億5,165万2,000円となります。

第2表、地方債補正。1、変更、起債の目的、下水道事業債、補正前限度額450万円、補正後限度額390万円。

事項別明細書、6ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、1目総務管理費156万6,000円の減額で、978万6,000円となります。19節負担金、補助及び交付金206万円の減額は、石狩川流域下水道組合建設負担金の精査でございます。27節公課費49万4,000円の追加で、

消費税及び地方消費税の確定精査でございます。

2目下水道建設費135万2,000円の減額で、1,734万8,000円となります。15節工事請負費20万円の減額と、19節負担金、補助及び交付金115万2,000円の減額は、いずれも執行残の精査でございます。

公債費、公債費、2目利子86万円の減額で、2,382万2,000円となります。長期債償還利子の精査でございます。

5ページ、歳入にまいります。2、歳入、使用料及び手数料、使用料、1目下水道使用料90万円の追加で、3,145万8,000円となります。下水道使用料の収入増による追加でございます。

繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金407万8,000円の減額で、6,630万7,000円となります。一般会計繰入金を減額し、収支の均衡を図るものでございます。

町債、町債、1目下水道事業債60万円の減額で、5,140万円となります。歳出の事業費に連動いたします起債の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎議案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第18、議案第14号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま上程されました議案第14号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

(総則)

第1条 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度上砂川町水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条及び平成25年度

上砂川町水道事業会計補正予算(以下「補正予算」という。)(第2号)第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款水道事業収益、既決予定額1億5,324万4,000円、補正予定額2,489万3,000円、計1億7,813万7,000円。

第1項営業収益、9,350万9,000円、減額370万円、8,980万9,000円。

第2項営業外収益、5,973万5,000円、2,859万3,000円、8,832万8,000円。

(支出)

科目、第1款水道事業費用、既決予定額1億5,324万4,000円、補正予定額2,489万3,000円、計1億7,813万7,000円。

第1項営業費用、1億815万5,000円、減額11万1,000円、1億804万4,000円。

第2項営業外費用、4,498万9,000円、2,500万4,000円、6,999万3,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条及び補正予算(第1号)第2条に定めた資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(収入)

科目、第1款資本的収入、既決予定額1億376万9,000円、補正予定額、減額491万4,000円、計9,885万5,000円。

第2項企業債、5,460万円、減額450万円、5,010万円。

第4項他会計補助金、65万4,000円、225万円、290万4,000円。

第5項道補助金、520万円、減額266万4,000円、253万6,000円。

(支出)

科目、第1款資本的支出、既決予定額1億5,594万円、補正予定額、減額491万4,000円、計1億5,102万6,000円。

第2項建設改良費、7,570万円、減額491万4,000

0円、7,078万6,000円。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた、企業債の限度額「5,460万円」を「5,010万円」に改める。

(他会計からの補助金)

第5条 補正予算(第2号)第4条に定めた、企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額「5,802万6,000円」を「8,661万9,000円」に改め、予算第8条に定めた、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「65万4,000円」を「290万4,000円」に改める。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以下、内容の説明は企画振興課技師長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長(堀内哲夫) 引き続き内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長(佐藤康弘) それでは、ご指示により、議案第14号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。平成25年度水道事業会計予算実施補正計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益2,489万3,000円の追加で、1億7,813万7,000円となります。

1項営業収益370万円の減額で、8,980万9,000円となります。

1目給水収益370万円の減額で、8,966万7,000円となります。

2項営業外収益2,859万3,000円の追加で、8,832万8,000円となります。

2目繰入金2,859万3,000円の追加で、8,661万9,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用2,489万3,000円の追加で、1億7,813万7,000円となります。

1項営業費用11万1,000円の減額で、1億804万

4,000円となります。

1目原水及び浄水費50万円の減額で、1,462万4,000円となります。

4目総係費38万9,000円の追加で、3,045万7,000円となります。

2項営業外費用2,500万4,000円の追加で、6,999万3,000円となります。

1目支払い利息及び企業債取扱費130万円の減額で、3,981万5,000円となります。

2目雑支出2,759万8,000円の追加で、2,829万円となります。

3目消費税及び地方消費税129万4,000円の減額で、188万8,000円となります。

次のページでございます。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入491万4,000円の減額で、9,885万5,000円となります。

2項企業債450万円の減額で、5,010万円となります。

1目企業債、同額であります。

4項他会計補助金225万円の追加で、290万4,000円となります。

1目他会計補助金、同額であります。

5項道補助金266万4,000円の減額で、253万6,000円となります。

1目道補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出491万4,000円の減額で、1億5,102万6,000円となります。

2項建設改良費491万4,000円の減額で、7,078万6,000円となります。

1目簡易水道等施設整備事業費450万7,000円の減額で、6,599万3,000円となります。

2目配水管整備事業費40万7,000円の減額で、479万3,000円となります。

事項別明細書、5ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、1目原水及び浄水費50万円の減額で1,462万4,000円となります。浄水場職員の代替賃金の精査でございます。

4目総係費38万9,000円の追加で、3,045万7,000円となります。消費税法改正に伴う検針票等の印刷費を追加するものでございます。

水道事業費用、営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費130万円の減額で、3,981万5,000円となります。一時借入金利息の精査でございません。

2目雑支出2,759万8,000円の追加で、2,829万円となります。消滅時効5年経過の水道料金を不納欠損するものでございます。

3目消費税及び地方消費税129万4,000円の減額で188万8,000円となります。消費税及び地方消費税の精査でございます。

収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業収益、1目給水収益370万円の減額で、8,966万7,000円となります。家事用給水件数と業務用使用水量の減によるものでございます。

水道事業収益、営業外収益、2目繰入金2,859万3,000円の追加で、8,661万9,000円となります。収入不足分を一般会計から繰入金を充当するものでございます。

続きまして、6ページ、資本的支出でございます。資本的支出、資本的支出、建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費450万7,000円の減額で、6,599万3,000円となります。浄水場の計装設備更新等の工事請負費の執行残の精査によるものでございます。委託料につきましても同様、精査でございます。

2目配水管整備事業費40万7,000円の減額で479万3,000円となります。工事請負費で道道芦別砂川線歩道整備工事に伴う配水管移設工事の執行残の精査でございます。

続きまして、資本的収入でございます。資本的収入、資本的収入、企業債、1目企業債450万円の減額で、5,010万円となります。簡易水道等施設整備事業の工事請負費、委託料の支出減額によります起債の精査でございます。

資本的収入、他会計補助金、1目他会計補助金

225万円の追加で、290万4,000円となります。補助対象事業費の精査により、一般会計補助金を追加するものでございます。

資本的収入、道補助金、1目道補助金266万4,000円の減額で、253万6,000円となります。配水管移設工事に伴います補償金の精査でございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由及び内容の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

なお、明日11日は午前10時から本会議を開催いたしますので、出席方よろしくお願いいたします。どうもご苦労さまでした。

（散会 午前11時52分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 2 6 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 2 日）

3 月 1 1 日（火曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議
午前 1 0 時 5 4 分 散 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 議案第 3 号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定について
- 第 3 議案第 4 号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 5 号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 6 号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 7 号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について
- 第 7 議案第 8 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 8 議案第 9 号 平成 2 5 年度上砂川町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 9 議案第 1 0 号 平成 2 5 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 第 1 0 議案第 1 1 号 平成 2 5 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 1 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 1 3 号 平成 2 5 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 第 1 3 議案第 1 4 号 平成 2 5 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 3 号）
※ 議案第 3 号～第 1 4 号までは、質疑・討論・採決とする。
- 第 1 4 議案第 1 5 号 平成 2 6 年度上砂川町一般会計予算
- 第 1 5 議案第 1 6 号 平成 2 6 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 第 1 6 議案第 1 7 号 平成 2 6 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 8 号 平成 2 6 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
- 第 1 8 議案第 1 9 号 平成 2 6 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 議案第 1 5 号～第 1 9 号までは、予算の大綱・提案理由・内容説明までとし、予算特別委員会に付託する。
- 第 1 9 予算特別委員会設置及び付託について

○会議録署名議員

4 番	斎	藤	勝	男
5 番	数	馬		尚

○開議の宣告

○議長（堀内哲夫） ただいまの出席議員は、高橋議員から欠席の届け出がありますので、8 名であります。

理事者側につきましては、全員出席しております。

す。

定足数に達しておりますので、平成26年第1回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議 午前10時00分)

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、斎藤議員、5番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議案第3号 議案第4号 議案第5号
議案第6号 議案第7号 議案第8号
議案第9号 議案第10号 議案第11号
議案第12号 議案第13号 議案第14号

○議長（堀内哲夫） 日程第2、議案第3号から日程第13、議案第14号につきましては、既に提案理由及び内容説明が終了しておりますので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第2、議案第3号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第3号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号 上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第3、議案第4号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第4号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号 上砂川町特別会計条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第5号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第5号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号 上砂川町社会教育委員設置条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第6号 公の施設に係る指定管理者の指定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第6号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 公の施設に係る指定管理者の指定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第7号 中空知広域市町村圏組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第7号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定

することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 中空知広域市町村圏組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第9号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 平成25年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第9、議案第10号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 平成25年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第10、議案第11号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 平成25年度上砂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第11、議案第12号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 平成25年度上砂川町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第12、議案第13号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 平成25年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第13、議案第14号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決をいたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 平成25年度上砂川町水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎議案第15号 議案第16号 議案第17号
議案第18号 議案第19号

○議長（堀内哲夫） 日程第14、議案第15号から日程第18、議案第19号までにつきましては、関連性がございましたので、一括議題とし、提案理由並

びに予算の大綱、内容説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14、議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算から日程第18、議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算まで一括議題といたします。

それでは、議案第15号から議案第19号の提案理由と予算の大綱につきまして説明を求めます。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） ただいま一括上程されました議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算から議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算までについて提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

お手元の予算書本文、1ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算。

平成26年度上砂川町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億5,970万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用す

ることができる場合は、次のとおり定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等、共済費及び負担金、補助及び交付金（退職手当組合負担金に限る）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の間の流用。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄
続きまして、115ページをごらんいただきたい
と思います。議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,870万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄
次に、123ページをごらん願います。議案第17号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算。

平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,141万2,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄
次、131ページをごらんいただきたいと思
います。議案第18号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算。

平成26年度上砂川町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出の予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5,477万7,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄
次に、147ページでございます。議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成26年度上砂川町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数1,865戸

(2) 年間給水量38万4,638立方メートル

(3) 1日平均給水量1,054立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入、第1款水道事業収益1億5,319万3,000円。
第1項営業収益9,232万2,000円。第2項営業外収益6,087万1,000円。

支出、第1款水道事業費用1億5,319万3,000円。
第1項営業費用1億965万9,000円。第2項営業外費用4,343万4,000円。第3項予備費10万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

（資本的収入額が資本的支出額に対して不足す

る額5,411万1,000円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

収入、第1款資本的収入9,002万5,000円。第1項出資金3,202万5,000円。第2項企業債3,830万円。第3項国庫補助金1,883万9,000円。第4項他会計補助金86万1,000円。

支出、第1款資本的支出1億4,413万6,000円。第1項企業債償還金8,613万6,000円。第2項建設改良費5,800万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。起債の目的、簡易水道等施設整備事業。限度額、3,830万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1億5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ、流用することのできない経費)

第7条 次にあげる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費2,716万8,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 企業債利息償還等のため、一般会計からこの会計へ繰入を受ける金額は、5,911万7,000円とし、建設改良のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、86万1,000円、企業債償還金のため、一般会計からこの会計へ補助を受け

る金額は、3,202万5,000円とする。

平成26年3月10日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 貝 田 喜 雄

以上、議案第15号から議案第19号まで提案理由を申し述べましたが、引き続きまして予算の大綱を読み上げ、説明させていただきますので、お手元に配付しております資料をごらんいただきたいと思っております。

初めに、平成26年度各会計予算の大綱の1ページであります。平成26年度予算編成方針。平成26年度当初予算は、4月22日の任期満了に伴う町長選挙がとり行われることから、政策的な予算につきましては、町長選挙後の議会に提案すべきものと考え、各会計とも骨格予算とし、義務的経費や経常的な事務経費等を中心とした予算となっております。

本町の財政状況は、財政健全化計画の着実な実行により、一定の成果を上げたものの、依然として地方交付税に大きく依存する状況が続いていることから、引き続き効率的な財政運営に努めなければなりません。

このような財政状況の中にあっても、本町の重要課題であります人口減少対策のための移住定住施策、子育て支援施策のほか、高齢者施策、防災対策、そして雇用施策や教育関連施策の充実などの関係予算については引き続き計上し、子供からお年寄りまで全ての町民が安心して暮らせる町づくりに向け、限られた財源の有効活用を図り、第6期上砂川町総合計画に基づき予算編成を行ったところでございます。

その結果、予算規模は、5ページにもまとめておりますが、一般会計で24億5,970万円、特別会計、4会計になりますが、6億7,223万円、合計で31億3,193万円となったところであります。

以下、平成26年度各会計予算の概要についてご説明いたします。一般会計予算の概要であります。本年度の一般会計予算規模は24億5,970万円で、

前年度比13.2%、3億7,410万円の減となりました。減額の主な要因は、町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修事業の終了によるものですが、本町の重点課題である子育て支援対策の小中学校給食費助成事業、高齢者対策の敬老祝い品贈呈事業や在宅老人等除雪サービス事業、町民の健康増進のための温泉無料入浴券配付事業、さらには町内の雇用の創出を図るための雇用対策事業などに係る経費について引き続き予算計上したところであり、国の施策である消費税の引き上げに際し、低所得者や子育て世帯に対する臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金についても予算計上したところであります。なお、建設事業費などの主要事業に要します経費につきましては、町長選挙後に迎えます6月定例会において改めてお諮りさせていただきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思いません。

歳入の概要であります。6ページも参照願います。町税、個人、法人町民税、固定資産税など、前年度比0.7%減の1億5,500万5,000円としました。

地方譲与税、地方譲与税から地方特例交付金までは、前年度交付額を勘案し、計上しました。

地方交付税、国の地方財政計画に基づく交付実績と公債費の償還終了による減額などを見込み、普通交付税で13億5,000万円、特別交付税で2億2,000万円を見込み、総額では前年度対比3.1%増の15億7,000万円としました。

使用料及び手数料、公住使用料やごみ処理及びし尿処理証紙収入など、前年度比1.0%減の1億9,819万4,000円としました。

国庫支出金、町民センター・体育センター耐震補強事業補助金の減と臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金事業などの増との相殺により、前年度比15.7%減の1億7,255万9,000円としました。

道支出金、参議院議員選挙費委託金や緊急雇用

創出事業補助金などの減により、前年度比7.6%減の1億222万9,000円としました。

財産収入、福祉医療センター建物貸付収入の減により、前年度比68.1%減の1,435万6,000円としました。

諸収入、福祉医療センター人件費負担金の減により、前年度比70.2%減の4,561万円としました。

町債、町民センター・体育センター耐震補強及び大規模改修事業債の減により、前年度比で63.0%減の1億3,920万円といたしました。

歳出に入ります。7ページも参照願いたいと思います。人件費です。前年度末退職と特別会計廃止に伴う人件費の振りかえなどにより、前年度対比9.1%減の5億6,189万2,000円としました。

扶助費、障害者自立支援費など、前年度比2.1%増の2億8,741万9,000円としました。

公債費、平成25年度まで借り入れしました長期債の元利償還金と一時借入金利子により、前年度比2.6%減の4億907万4,000円としました。

物件費、中空知広域圏戸籍システム電子データ作成業務などにより、前年度比15.0%減の2億4,810万円としました。

補助費等、各団体への負担金の所要額を見込むほか、砂川地区広域消防組合、広域連合負担金など、前年度比1.1%減の5億2,400万1,000円としました。

投資的経費、町営住宅水洗化及び道路維持費など、前年度比73.8%減の1億1,483万1,000円としました。

貸付金、中小企業融資及び商店街近代化融資貸付金により、前年度比2.7%減の1,330万5,000円としました。

繰出金であります。国民健康保険事業特別会計など4特別会計繰出金で、前年度比30.8%増の2億4,423万3,000円としました。

各特別会計の予算の概要であります。5ページも参照願います。国民健康保険事業特別会計、空知中部広域連合への分賦金など、前年度比35.2%

増の1億3,870万7,000円としました。

後期高齢者医療特別会計、後期高齢者医療に係る北海道後期高齢者医療広域連合への分賦金など、前年度比0.3%減の8,141万2,000円としました。

下水道事業特別会計、下水道台帳システム更新の増等により、前年度比2.5%増の1億5,477万7,000円としました。

水道事業会計です。収益的収支では人件費などの増と資本費では水道施設整備事業の減による相殺により、収益、資本費合計で前年度比1.2%減の2億9,732万9,000円としました。

一般会計及び各特別会計の詳細につきましては、予算審議の中で各担当よりご説明を申し上げます。また、平成26年度の主要事業につきましては、8ページから15ページに掲載しておりますので、ご参照賜りたいと思います。

以上で提案理由及び予算の大綱の説明とさせていただきます。

以下、内容の説明につきましては、それぞれ担当者からいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由と予算の大綱の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。

初めに、日程第14、議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算について内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、ご指示により、議案第15号について内容の説明をいたします。

3ページでございます。第1表、歳入歳出予算。次ページでございます。歳入、1款町税1億5,500万5,000円、1項町民税7,325万3,000円、2項固定資産税5,080万9,000円、3項軽自動車税612万4,000円、4項町たばこ税1,950万4,000円、5項入湯税531万5,000円。

2款地方譲与税1,400万円、1項地方揮発油譲

与税300万円、2項自動車重量譲与税1,100万円。

3款利子割交付金50万円、1項利子割交付金、同額であります。

4款配当割交付金10万円、1項配当割交付金、同額であります。

5款株式等譲渡所得割交付金10万円、1項株式等譲渡所得割交付金、同額であります。

6款地方消費税交付金3,300万円、1項地方消費税交付金、同額であります。

7款自動車取得税交付金300万円、1項自動車取得税交付金、同額であります。

8款地方特例交付金10万円、1項地方特例交付金、同額であります。

9款地方交付税15億7,000万円、1項地方交付税、同額であります。

10款交通安全対策特別交付金10万円、1項交通安全対策特別交付金、同額であります。

11款分担金及び負担金1,103万6,000円、1項負担金、同額であります。

12款使用料及び手数料1億9,819万4,000円、1項使用料1億7,619万円、2項手数料222万6,000円、3項証紙収入1,977万8,000円。

13款国庫支出金1億7,255万9,000円、1項国庫負担金1億2,928万5,000円、2項国庫補助金4,208万4,000円、3項国庫委託金1,190万円。

14款道支出金1億222万9,000円、1項道負担金8,881万9,000円、2項道補助金896万9,000円、3項道委託金444万1,000円。

15款財産収入1,435万6,000円、1項財産運用収入1,432万5,000円、2項財産売却収入3万1,000円。

16款寄附金1万1,000円、1項寄附金、同額であります。

次ページでございます。17款繰入金60万円、1項基金繰入金、同額であります。

18款諸収入4,561万円、1項延滞金、加算金及び過料1万1,000円、2項町預金利子5万円、3項貸付金元利収入1,330万5,000円、4項受託事業

収入56万5,000円、5項雑入3,167万9,000円。

19款町債1億3,920万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が24億5,970万円であります。

歳出、1款議会費4,231万7,000円、1項議会費、同額であります。

2款総務費1億2,186万2,000円、1項総務管理費9,971万1,000円、2項徴税費478万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費1,254万3,000円、4項選挙費324万4,000円、5項統計調査費52万円、6項監査委員費106万2,000円。

3款民生費5億9,667万円、1項社会福祉費5億3,556万2,000円、2項児童福祉費6,056万8,000円、3項生活保護費30万円、4項災害救助費24万円。

4款衛生費2億2,983万9,000円、1項保健衛生費1億1,705万1,000円、2項清掃費1億1,278万8,000円。

5款労働費1,111万円、1項労働費、同額であります。

6款農林水産業費23万2,000円、1項林業費、同額であります。

7款商工費4,932万2,000円、1項商工費、同額であります。

8款土木費2億5,080万4,000円、1項土木管理費9,297万4,000円、2項道路橋りょう費5,951万4,000円、3項住宅費9,831万6,000円。

9款消防費1億5,484万5,000円、1項消防費、同額であります。

10款教育費9,031万7,000円、1項教育総務費713万9,000円、次ページへ参りまして、2項小学校費3,090万7,000円、3項中学校費3,233万6,000円、4項社会教育費671万3,000円、5項保健体育費1,322万2,000円。

11款災害復旧費1万3,000円、1項農林水産業施設災害復旧費、同額であります。

12款公債費4億907万4,000円、1項公債費、同額であります。

13款職員費5億29万5,000円、1項職員費、同額であります。

14款予備費300万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計が24億5,970万円であります。

9ページ、第2表、地方債。起債の目的、臨時財政対策。限度額、7,800万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。)。償還の方法、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

過疎地域自立促進特別事業、4,700万円、同上、同上、同上。

し尿処理施設整備事業、860万円、同上、同上、同上。

既設改良住宅改善事業、560万円、同上、同上、同上。

合計1億3,920万円。

以上で一般会計の内容の説明を終わらせていただきますが、一般会計及びこの後提案いたします各特別会計の事項別明細書につきましては後日担当課長から説明をいたしますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で議案第15号の内容説明を終わります。

次、日程第15、議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算、日程第16、議案第17号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長(渡辺修一) それでは、ご指示により、議案第16号、国民健康保険特別会計予算につ

いてご説明いたします。116ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款国民健康保険税6,596万4,000円、1項国民健康保険税、同額であります。

2款使用料及び手数料1万2,000円、1項手数料、同額であります。

3款繰入金7,272万6,000円、1項一般会計繰入金4,372万6,000円、2項基金繰入金2,900万円。

4款諸収入5,000円、1項延滞金及び過料2,000円、2項雑入3,000円。

歳入合計1億3,870万7,000円となります。

歳出、1款総務費1億3,855万2,000円、1項総務管理費1億3,718万8,000円、2項徴税費136万4,000円。

2款諸支出金5万5,000円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計1億3,870万7,000円となります。

歳入歳出予算事項別明細書は、後日説明をいたします。

引き続き、議案第17号、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。124ページをごらん願います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款後期高齢者医療保険料5,804万9,000円、1項後期高齢者医療保険料、同額であります。

2款使用料及び手数料1,000円、1項手数料、同額であります。

3款広域連合支出金6万円、1項広域連合交付金、同額であります。

4款繰入金2,308万8,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

5款諸収入21万4,000円、1項延滞金、加算金及び過料2,000円、2項預金利子1,000円、3項雑入21万1,000円。

歳入合計で8,141万2,000円となります。

歳出、1款総務費137万6,000円、1項総務管理費47万7,000円、2項徴収費89万9,000円。

2款後期高齢者医療広域連合納付金7,972万6,000円、1項後期高齢者医療広域連合納付金、同額であります。

3款諸支出金21万円、1項償還金及び還付加算金、同額であります。

4款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

歳出合計8,141万2,000円となります。

歳入歳出予算事項別明細書は、後日説明をいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（堀内哲夫） 以上で議案第16号、議案第17号の内容説明を終わります。

次、日程第17、議案第18号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算と日程第18、議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算について内容の説明を求めます。佐藤企画振興課技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、ご指示により、議案第18号、下水道事業特別会計予算について内容の説明をいたします。132ページをごらんいただきたいと思います。第1表、歳入歳出予算。歳入、1款分担金及び負担金189万円、1項受益者分担金、同額であります。

2款使用料及び手数料3,186万9,000円、1項使用料、同額であります。

3款繰入金8,541万6,000円、1項一般会計繰入金、同額であります。

4款諸収入2,000円、1項延滞金及び過料1,000円、2項雑入1,000円。

5款町債3,560万円、1項町債、同額であります。

歳入合計が1億5,477万7,000円であります。

歳出へ参ります。歳出、1款下水道費3,357万1,000円、1項下水道整備費2,564万8,000円、2項下水道維持費792万3,000円。

2款公債費1億2,110万6,000円、1項公債費、同額であります。

3款予備費10万円、1項予備費、同額であります。

す。

歳出合計が1億5,477万7,000円であります。

第2表、地方債。起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。流域下水道事業、320万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。

資本費平準化債、3,240万円、同上、同上、同上。

事項別明細書につきましては後日ご説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第19号、水道事業会計予算について内容の説明をいたしますので、150ページをごらんいただきたいと思っております。平成26年度上砂川町水道事業会計予算実施計画書。収益的収入及び支出。収益的収入、1款水道事業収益1億5,319万3,000円、1項営業収益9,232万2,000円、1目給水収益9,218万円、2目その他の営業収益14万2,000円、2項営業外収益6,087万1,000円、1目受取利息及び配当金2万円、2目繰入金5,911万7,000円、3目他会計負担金168万4,000円、4目雑収益5万円。

収益的支出へ参ります。1款水道事業費用1億5,319万3,000円、1項営業費用1億965万9,000円、1目原水及び浄水費1,491万2,000円、2目配水及び給水費858万6,000円、3目業務費149万2,000円、4目総係費3,054万7,000円、5目減価償却費5,019万円、6目資産減耗費392万2,000円、7目その他の営業費用1万円、2項営業外費用4,343万4,000円、1目支払い利息及び企業債取扱費3,785万3,000円、2目雑支出72万円、3目消費税及び地方消費税486万1,000円、3項予備費10万円、1目予

備費、同額であります。

次ページ、資本的収入及び支出へ参ります。資本的収入及び支出。資本的収入、1款資本的収入9,002万5,000円、1項出資金3,202万5,000円、1目負担区分に基づかない出資金、同額であります。2項企業債3,830万円、1目企業債、同額であります。3項国庫補助金1,883万9,000円、1目国庫補助金、同額であります。4項他会計補助金86万1,000円、1目他会計補助金、同額であります。

資本的支出、1款資本的支出1億4,413万6,000円、1項企業債償還金8,613万6,000円、1目企業債償還金、同額であります。2項建設改良費5,800万円、1目簡易水道等施設整備事業費、同額であります。

事項別明細書につきましては後日ご説明いたしますので、ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算の大綱、内容の説明を終わります。

◎予算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第19、予算特別委員会の設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第15号から議案第19号までについて、委員会条例の規定により8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号から議案第19号までについては、8名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いま

すが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。予算特別委員会の委員については、議長を除く議員8名全員を指名いたします。

お諮りいたします。本特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することになっておりますが、申し合わせによりまして総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、委員長に数馬議員、副委員長には吉川議員を指名いたします。

◎休会について

○議長（堀内哲夫） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。明日12日から17日の6日間、議案調査等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、12日から17日の6日間は休会することに決定いたしました。

なお、休会中の13日につきましては常任委員会を、14日と17日の2日間につきましては予算特別委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

また、18日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方よろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本日はこれをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（散会 午前10時54分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平成 26 年

上砂川町議会第 1 回定例会会議録（第 3 日）

3 月 18 日（火曜日）午前 10 時 00 分 開 議
午前 10 時 39 分 閉 会

○議事日程 第 3 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 予算特別委員会委員長報告
議案第 15 号 平成 26 年度上砂川町一般会計予算
議案第 16 号 平成 26 年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
議案第 17 号 平成 26 年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 18 号 平成 26 年度上砂川町下水道事業特別会計予算
議案第 19 号 平成 26 年度上砂川町水道事業会計予算
※ 報告に対する討論・採決とする。
（質疑は省略とする。）
- 第 4 調査第 1 号 所管事務調査について
（追加日程）
- 第 5 意見書案第 1 号 通学中の子どもたちの安全確保を求める意見書
- 第 6 意見書案第 2 号 取調べ可視化の法制化を求める意見書
- 第 7 意見書案第 3 号 食の安全・安心の確立を求める意見書
- 第 8 意見書案第 4 号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書

○会議録署名議員

4 番 齋 藤 勝 男
5 番 数 馬 尚

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 26 年第 1 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 10 時 00 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定によって、4 番、齋藤議員、5 番、数馬議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問に対する質疑を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、許可してまいりたいと思います。

◇ 川 岸 清 彦 議員

○議長（堀内哲夫） 2 番、川岸議員、ご登壇の上ご発言願います。

○2 番（川岸清彦） 皆さん、おはようございます。質問の本題に入る前に、お断りしておきたいと思います。私は、今回この質問を決められたと

おり3月10日10時までに質問通告として提出するように準備しておりました。この通告書の発言の要旨欄は1と2の2項目になっておりますが、準備の段階では3という項目があったのですが、提出の前に町長から3項目めについては削除して、1項目めに加えて口頭での質問にしてもらいたいという要請があり、そのとおり対応して今回の質問になっている経過があります。したがって、私の今回の質問は、通告書に書かれていない部分があることをあらかじめお断りして本題に入りたいと思います。これは、町長からの要請でそうなったものですので、よろしくお願ひします。

質問通告の発言要旨にあるとおり、2点について質問しますので、明快な答弁を求めます。

1点目は、貝田町政4年間を通して、さらに加賀谷町政のもとでの副長時代を含めてでも結構ですが、町長自身がかかわった上砂川町政についてよかったと評価できることとともに、まずかったこと、うまくいかなかったことなど、反省することもあると思います。私は、さまざまな問題が起きたとき、当事者がどういう態度をとるのが町民から問われていることだと思ひます。町長ご自身の感想や思い、最も苦勞された事柄など、どのような見解を持っておられるのかを率直に伺ひたいと思ひます。

第2点目は、運用可能な基金として23億円を確保でき、財政状況が好転したことは町民に対しても誇れる努力の結果だと思ひますが、この基金の使い方、活用の仕方について次期町政に対して期待していることがあれば、答弁できる範囲で結構ですので、お答えしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（堀内哲夫） ただいまの2番、川岸議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。貝田町長。

○町長（貝田喜雄） 2番、川岸議員の質問にお答えいたします。

冒頭議員よりいろいろ説明があったところでご

ざいますが、過去の議会でいろいろと答弁されている等の経過等もございまして、一部調整をさせていただいたところも事実でございまして、このこともご報告申し上げまして、答弁に入らせていただきます。

質問の趣旨は、1点目として町長在職中の4年間、さらには副町長時代を含めて町政を進めるに当たってよしと判断できることや結果を得ることができなかったことなど、多くのことがあったと思うが、最も苦しかったことは何かとのこと。そして、2点目として、運用可能基金23億円の有効活用と次期町政に期待するものは何かとのことと思ひます。

1点目ではありますが、ご承知のとおり平成22年の町長就任時は、行政最大の課題である人口減少問題と町税の伸長確保が見込めず、地方交付税に財源確保を依存しなければならない脆弱な財政基盤のもと、行財政改革を継続しつつ、新しい町づくりの方向性と将来に向けた可能な限りの基金確保が求められる厳しい状況でのスタートであったと思ひます。今改めてこの4年間を振り返ってみますと、福祉と教育の充実を図り、多くの町民の皆さんが安心して暮らせる町づくりの実現に努めてきたと思ひますので、平成13年度の行財政改革により縮減、廃止しておりました住民サービスの復元、拡充を初め、育児用品購入券贈呈事業や乳児保育の充実、放課後子ども教室推進などの子育て支援対策のほか、高齢者向け救急医療情報キット配付事業や長寿祝い品及び敬老祝い品贈呈事業など、高齢者対策を中心とした施策に取り組んできたところであります。このほか、中小企業融資制度の拡充や福井市鶉地区との交流事業等、行政各般にわたりおむね60件程度の施策を実現させていただき、まだその成果が出ていないものもあり、町民の皆さんの評価がどうであるかわかりませんが、私自身は町づくりに向けて基盤となるレールを敷くことができたと思ひが強く、財政基盤を揺るがすことなく、一定規模の基

金確保を含め、次期町政へ引き継いでいけることを真によかったと感じるものであり、これもひとえに町民の皆さんと議員各位のご理解とご協力のたまものと心より感謝とお礼を申し上げる次第であります。

また、ただいま申し上げました事例のほか、将来にわたっての財政負担の軽減を図るべく、もっと早い時期での対応が求められつつも、長年の課題となっておりました空戸対策としての住宅再編集約事業や消防の広域組合の加入のほか、福祉医療センターの民間委託導入、そして町民センター、育センターの耐震化と図書室と調理室機能の集約化などの事業にも着手させていただいたところがあります。しかしながら、長年の懸案事項の解決にあっては、どこの自治体でも同じと思いますが、そのものが置かれる状況などにより、必ずしも100%の賛同をもって進めるのは極めて困難であると考えられるものであります。私どもにおきましても、事業により一部の方々より反対を受け、非難された事実もあり、その都度胸を痛め、苦慮しながら対応してきたところであります。行政を進める中には予期せぬ出来事も生じるものであり、どんな場合でも住民の皆さんのコンセンサスを得るにはどうしたらよいのか、そしていただいた意見等をどんな形で行政反映させればよいのか、日々苦悩の連続であったと思うところであり、関係者の皆さんのご指導のもと、今日まで町長としての重責を担わせていただいたことに重ねまして感謝申し上げます、1点目の答弁といたします。

次に、2点目であります。このことに関しましては、既に退任表明をしている私がお答えするのはいかなものかなと思いますので、新しい体制の中でしっかりとした議論のもと、町にとって、そして町民の皆さんにとって何が一番よい活用方法なのかを見定めていただきたいと思いますところがあります。今後地方行政を取り巻く状況はますます厳しくなると思われまますので、行政と議会、さらには商工会議所が一体となり、上砂川を守って

いただきたく、お願い申し上げます。本町には、議員ご自身を初め、町づくりに熱い思いをお持ちの方々が多数おられるとお見受けいたしますので、皆さんの知恵と力を一つにして、限られた財源の有効活用を図り、新たな視点を取り込み、町民の皆さんが喜びを分かち合える町づくりを進められますようお願いを申し上げまして、以上答弁とさせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質疑があれば許可いたします。

○2番（川岸清彦） ありません。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問に対する質疑を終了いたします。

◎議案第15号 議案第16号 議案第17号
議案第18号 議案第19号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、予算特別委員会委員長報告について議題といたします。

お諮りいたします。予算特別委員会に付託いたしました議案第15号から議案第19号までについては、一括して予算特別委員長より審査結果の報告を願い、その後議案ごとに討論、採決を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、予算特別委員会に付託いたしました議案について、その審査結果を委員長より一括報告することに決定いたしました。

数馬予算特別委員長、ご登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。

○予算特別委員長（数馬 尚） それでは、予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本特別委員会に付託になりました議案第15号平成26年度上砂川町一般会計予算ほか特別会計4件について、3月14日、17日の2日間にわたり慎

重なる審査を行った結果、報告書のとおり決定を得ましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、審査の経過及び質疑の内容等につきましては、全員による審査をいたしておりますので、省略させていただきます。

初めに、議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算であります。討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計について報告いたします。議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算まで4件の特別会計予算について、それぞれ討論、採決の結果、原案可決すべきものと決定しました。

以上のとおり、全案件について全会一致をもって原案可決されましたことをご報告申し上げます。

○議長（堀内哲夫） 以上で予算特別委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。付託されました各議案につきましては、特別委員会において十分審議がなされておりますので、質疑を省略して直ちに討論、採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

それでは、順次討論、採決を行ってまいります。

議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第16号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第17号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第17号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第18号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第18号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべき

ものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算について討論を受けます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第19号について採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決すべきものとなっております。委員長の報告どおり、原案可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決いたしました。

◎調査第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第4、調査第1号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に意見書案4件が所定の手続を経て提出されております

ので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第1号

○議長（堀内哲夫） 日程第5、意見書案第1号 通学中の子どもたちの安全確保を求める意見書を議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 通学中の子どもたちの安全確保を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 横溝一成 高橋成和
本文に入ります。

意見書案第1号

通学中の子どもたちの安全
確保を求める意見書（案）

通学中の子どもたちが巻き込まれる交通事故や危険にさらされる事案が相次いで発生しており、従来の交通安全対策には限界があると言わざるを得ません。

国は一昨年、全国で通学路の緊急点検を行い、通学路にある危険な場所は7万箇所を上ることを明らかにしましたが、いまだに安全対策が確立していない地域も少なくありません。かけがえのない子どもたちの命と安全を守るため、国や地域レベルの関係機関が連携体制を強化することはもとより、通学中の子どもたちが巻き込まれる交通事故を防止し、一刻も早く安全に通学することができる環境を整備していく必要があることは明白で

す。

よって、国の責任において安全な通学路を整備するための予算確保及び子どもたちが安全に安心して通学することができる環境の整備に向けた法律の制定を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、国土交通大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号 通学中の子どもたちの安全確保を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、意見書案第2号 取調べ可視化の法制化を求める意見書を議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○8番（大内兆春） 取調べ可視化の法制化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定に

より提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 数馬尚 斎藤勝男

本文に入ります。

意見書案第2号

取調べ可視化の法制化を求める意見書（案）

密室での被疑者取調べでは、威迫的あるいは誘導的な取調べを受けて真実と異なる供述がなされる場合もあり、いわゆる「厚生労働省元局長無罪事件」や「足利事件」などの無罪事件、冤罪事件が続出しています。こうした事態を防止し、適正な取調べを担保するため、可視化は大きな意味を持ちます。

平成20年10月には、国連の自由権規約委員会が日本政府に対して、虚偽の自白を防止し、被疑者の権利を確保するため、取調べの全過程について体系的に録音・録画すべきとする最終見解を採択しました。取調べの可視化は国際的な要請でもあります。また、公判において、供述調書の任意性・信頼性がしばしば大きな争点となり、裁判長期化の原因にもなってきました。

平成23年から可視化の試行が拡大され、取調べの可視化が一定程度進捗していることは評価できますが、現時点では明確な規定のない中での運用レベルにおける試行にとどまっています。取調べにおける可視化は、無実の者を誤って処罰することほど重大な不正義はないとの刑事訴訟の要請に合致するとともに、強大な権力である検察・警察権の行使を適正化するために必要な制度改革であると考えます。

よって、国会及び政府に対し、現在法制審議会において議論されている刑事司法制度のあり方についての答申を踏まえ、被疑者の取調べ等について録音、録画を義務付ける制度の導入及び証拠開示の円滑で適正な手続の確保を図る刑事訴訟法の改正を早急に行うことを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、国家公安委員長。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号 取調べ可視化の法制化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、意見書案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書を議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 食の安全・安心の確立を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫 様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 吉川 洋 伊藤充章

本文に入ります。

意見書案第3号

食の安全・安心の確立を求める意見書（案）

昨年、大手ホテルや百貨店、老舗旅館等でメニューの虚偽表示など食品の不当表示事案が相次いだことから、政府は昨年12月9日に食品表示等問題関係府省庁等会議において、食品表示の適正化のため緊急に講ずべき必要な対策を取りまとめました。

具体的には、農林水産省の食品表示Gメン等を活用した個別事案に対する厳正な措置や景品表示法のガイドラインの作成を通じた食品表示メールの遵守徹底など当面の対策が盛り込まれ、現在実施に移されています。また、このほか事業者の表示管理体制や国や都道府県による監視指導體制の強化などを柱とする抜本的な対策が明記され、これらの対策を法制化する景品表示法等改正案が近く国会に提出される運びとなっています。

こうした対策が進む一方、昨年末に発生した国内製造の冷凍食品への農薬混入事件や毎年発生する飲食店や旅館、学校施設などにおける集団食中毒事件を受け、消費者からは関係事業者等における食品製造や調理過程における安全管理や衛生管理体制の一層の強化を求める声が少なくありません。

よって、国においては、こうした現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じ、食品に係る安全性の一層の確保に努めるよう強く要望します。

記

1. 食品表示等の適正化を図る景品表示法等改正案の早期成立・施行を期すこと。
2. 本改正案等に基づく対策の推進にあたり、政府及び地方公共団体において、消費者庁を中心とした十分な体制を確立するとともに、そのための必要な予算措置を講ずること。
3. 一層の食の安全と安心を図るため、係る法

令の改正も視野に総合的かつ具体的な検討を行うとともに関係事業者等の果たすべき責任を明確に定めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫
提出先 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号 食の安全・安心の確立を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、意見書案第4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書を議題といたします。

5番、数馬議員、ご登壇の上ご発言願います。

○5番（数馬 尚） 特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 数馬 尚

賛成議員 大内兆春 川岸清彦

本文に入ります。

意見書案第4号

特定秘密保護法の廃止を求める意見書（案）

国民の大半は、特定秘密保護法案が国民主権と深く関わることから、慎重審議や反対を求めているにもかかわらず、安倍政権は数の力を背景に強行採決するという暴挙に出ました。こうした政府の国民を軽視する姿勢や法律に対する疑念も払拭されていないことから批判も高まり、各層・各地域から廃止を求める声が相次いでいます。

特定秘密保護法案は当初より、「行政機関の長」の判断で恣意的に「秘密」と指定でき、公務員が秘密を漏洩した場合は最高で懲役10年とし、民間人も罰則の対象とするなど、国民の知る権利や言論や表現、報道の自由が侵害される危険性が指摘されていました。

国会での審議が進むにつれて、修正や訂正が繰り返し行われても特定秘密の基準が極めて曖昧で、期間も最長60年として例外を設けるなど、行政機関の判断で国民の共有財産である情報が永久に隠匿される可能性も明らかとなりました。罰則の範囲も、秘密の漏洩にとどまらず、取得行為、それらの未遂、教唆、扇動、共謀、過失による漏洩まで対象とするなど、社会全体を萎縮させ、監視国家となる恐れも生じてきています。

第三者機関の設置についても、「独立した公正な立場で検証、監察できる新たな機関の設置を検討する」として、国会答弁のなかでは内閣府に保全監視委員会や独立公文書管理監を設置するとなりましたが、あくまでも内部機関であり、チェック機関としての機能は疑わしいものがあります。また、閣僚を指揮・監督する首相が第三者的に関与するなど、特定秘密への拡大解釈の疑念は、深まるばかりです。

特定秘密の取り扱い業務を行う者に対する適正評価についても、本人や家族のプライバシーに関することにまで及ぶなど、人権侵害さえ危ぶまれます。また、国会への特定秘密の提供の是非は政府が判断するとされており、国会による「国政審査権」が十分に機能しない可能性もあり、三権分立さえも脅かす恐れもあります。

このように特定秘密保護法は、人権を抑圧し、国家秘密を優先するなど国民の権利を保障し、国家権力を抑制するという立憲主義や民主主義を根底から覆す悪法であり、暗澹たる社会に導くもので、決して認めるわけにはいきません。強行採決直後の道内報道機関の世論調査でも、反対・慎重審議を含めると9割にも達し、いかに本法律が国民に支持されていないかが明確です。したがって、衆参両議院での強行採決に抗議するとともに、国民の暮らし・基本的人権・国民主権・平和主義を守るためにも、政府は国民の声を真摯に受け止め、「特定秘密保護法」を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月18日

上砂川町議会議長 堀内哲夫

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

以上であります。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号 特定秘密保護法の廃止を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしました。

したがって、平成26年第1回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時39分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

署 名 議 員 数 馬 尚

平成26年第1回定例会予算特別委員会会議録（第1号）

3月14日（金曜日）午前10時00分 開会
午後1時45分 散会
たつてのご挨拶といたします。

○議事日程 第1号

委員長挨拶

町長挨拶

予算特別委員会の日程について

予算審査の方法について

予算審査資料の提出について

その他

議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算

◎委員長挨拶

○委員長（数馬 尚） おはようございます。開会に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

11日の定例会本会議におきまして予算特別委員会が設置され、私が委員長に指名されました。委員各位のご協力をいただきながら本特別委員会を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

予算特別委員会に付託されました案件は、平成26年度一般会計予算及び4本の特別会計予算で、一般会計が24億5,970万円、特別会計を合わせますと31億3,192万5,000円となり、前年度と比較しますと3億4,170万7,000円減の予算となっています。本年は町長選挙がとり行われる関係上、骨格予算とされているようで、義務的経費や経常経費、継続事業が中心の予算編成かと思われませんが、一部には新規事業や継続事業の中にも重要な施策がございますことから、本特別委員会といたしましてもそのあたりを踏まえ、十分な論議を重ねていただき、効率的に議事を取り進めてまいりたいと考えております。

以上、大変簡単ではございますが、委員各位のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会に当

◎開会の宣告

○委員長（数馬 尚） ただいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会は成立いたしました。

（開会 午前10時00分）

◎開議の宣告

○委員長（数馬 尚） 直ちに会議を開きます。

◎町長挨拶

○委員長（数馬 尚） ここで貝田町長からご挨拶をいただきます。

○町長（貝田喜雄） みなさん、おはようございます。委員長よりご指示がありましたので、予算特別委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

本日より2日間で平成26年度の町づくりに向けた各施策や具体的事業を盛り込みました一般会計予算を初め4つの特別会計のご審議をいただくところでございますが、委員の皆さんの活発なご審議をお願い申し上げる次第でございます。

平成26年度の予算編成に当たりましては、予算の大綱でも触れさせていただきましたが、4月に町長選挙が行われることから骨格予算としたところであり、義務的経費や経常経費及び継続事業を中心に予算計上したところでもあります。本町の財政状況は、地域経済の低迷や人口の流出により税収等の減少が著しく、地方交付税に大きく依存する脆弱な財政基盤にありますが、行政最大の課題であります人口減少対策や少子高齢化問題に対応すべく、昨年同様求められます制度、施策につい

て予算計上したところであります。

平成26年度一般会計予算は24億6,000万円の予算規模となりまして、特別会計の6億7,000万と合わせ、総額31億3,000万円強で、町民センター、体育センター耐震化、大規模改修事業の終了と土地取得事業会計の公債費の繰上償還による償還終了により会計を廃止したことによりまして、前年度対比で9.8%の減となったところでございます。さきにも述べましたが、今年度は4月に町長選挙を控えておりますので、当初予算にありましては骨格予算となりますが、新しい執行体制のもと、6月定例会に向け、町民の皆様や各団体の要望等も拝聴し、優先すべき課題とあわせ、新たな視点による町づくりの実現がなされるよう引き継いでまいりたいと考えているところであります。今後におきましても多くの課題を抱えての行政運営となりますが、町民の皆さんが安心して生き生きと暮らせる町づくりに向け、議員各位のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎予算特別委員会の日程について

○委員長（数馬 尚） それでは、これより議事に入ります。

議題の1、予算特別委員会の日程について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） それでは、お手元に配付の審査日程表に基づきまして説明させていただきます。

予算特別委員会次第書の裏面をごらんいただきたいと存じます。審査日程は、本日14日と17日の2日間を予定しております。本日は、審査方法、資料提出要求などについて協議していただき、その後平成26年度一般会計予算から審査をいたします。初めに歳出を審査していただき、その後歳入の順で審査を進めてまいります。予定といたしましては、本日で一般会計の審査を全て終え、17日

は国保、後期高齢、下水道の各特別会計と水道事業会計について審査をしていただきたいと思います。以上2日間の日程で付託となりました案件について審査を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、日程については説明どおりといたします。

なお、委員会開催の通知は改めていたしませんので、お間違いのないようにご参集願いたいと思います。

◎予算審査の方法について

○委員長（数馬 尚） 議題の2、予算審査の方法について中島議会事務局長から説明いたします。

○事務局長（中島隆行） 予算審査の方法について説明いたします。

3月11日の本会議において提案理由、予算の大綱、内容説明がありましたので、本委員会では歳入歳出予算事項別明細書によりまして各款ごとに担当課長から内容の説明をしていただくこととなります。

説明手順は、本年度予算額、前年度比較、財源内訳を説明し、引き続き節の内容説明に入りますが、時間の都合上、経常的な経費や前年度と比較して多少の増減の場合については説明を省略し、前年度に比べて大きく変わったところ、あるいは制度、施策の見直し、重要な継続事業等について説明していただきます。質疑については、款の説明が終了した後、原則的に目ごとに行うことといたしますが、場合によっては一括して行うこともございます。また、討論、採決につきましては、議案ごとに行うことといたします。

なお、説明員の出席でございますが、一般会計

につきましては全課長の出席をお願いいたします。特別会計につきましては全課長、担当係長などが出席し、対応していただくことといたしますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） ただいまの説明に対し質疑、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、審査方法については説明どおり進めてまいります。

◎予算審査資料の提出について

○委員長（数馬 尚） 議題の3、予算審査資料の提出について、何か必要な資料がございましたら発言願いたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

◎その他

○委員長（数馬 尚） 議題の4、その他ですが、委員のほうから何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

◎議案第15号

○委員長（数馬 尚） それでは、ただいまから付託案件の審査に入ります。

議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算について議題といたします。

歳出から審議に入ります。1款議会費から審査いたします。内容の説明を求めます。中島議会事務局長。

○事務局長（中島隆行） 議会費についてご説明をいたします。

予算書の28ページをお開き願います。1項議会費、1目議会費、本年度予算額4,231万7,000円、

前年度比較73万2,000円の減で、財源は全て一般財源でございます。主な内容は、4節共済費、本年度予算額1,040万円、前年度比較17万5,000円の増で、議員共済組合の公費負担金の負担率の改定によるものでございます。9節旅費、本年度予算額69万5,000円、前年度比較で94万5,000円の減となっております。道外政務調査が本年行われないうことによるものでございます。そのほかについては、昨年とほぼ同額で経常経費でございますので、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） 議会費の説明が終わりまりましたので、質疑に入ります。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、1款議会費の質疑を打ち切ります。

2款総務費に入ります。総務費については、米田総務課長、飯山企画振興課長、渡辺住民課長、前田教育次長、永井税務出納課長、中島監査事務局長に順次説明を求めてまいります。内容の説明を求めます。初めに、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、総務費のうち総務課が所管いたします予算につきましてご説明申し上げます。

30ページでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額3,996万9,000円、前年度比較で151万3,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、町行政全般の管理経費を計上するものでございます。主な増減につきまして説明いたします。4節共済費でございますが、本年度予算額582万2,000円、前年度比較で37万円の増となっております。嘱託、臨時職員に係ります厚生年金等の保険料率の増によるものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額1,099万円、前年度比較で108万円の増でございます。消費税の増税や電気料、また燃料費の値上げに伴います役場庁舎の管理経費の増

によるものでございます。以降、12節役務費から次ページの27節公課費までは、前年度と比較しまして大きな増減はございませんので、説明を省略させていただきます。

次に、3目財政管理費、本年度予算額20万3,000円、前年度比較で4,000円の増で、本目は予算書、決算書の作成経費のほか、起債管理に係ります経費を計上しております。

4目会計管理費、本年度予算額90万6,000円、前年度比較で14万9,000円の減、財源は全て一般財源でございます。本目は、出納業務に係ります経費を計上するものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額7万6,000円、前年度比較で12万9,000円の減となっております。町の収入証紙等の印刷費の減によるものでございます。

5目財産管理費、本年度予算額1,903万8,000円、前年度比較で620万1,000円の減で、財源内訳はその他特定財源が1,432万3,000円、一般財源が471万5,000円となっております。本目は町有財産の管理経費を計上するもので、11節需用費におきましては、前年度同様職員住宅の修繕につきまして地区ごとに建設年次の古い住宅から順次修繕を行っており、昨年度において東鶉5町内6棟12戸の水洗化と屋根のふきかえ1棟、塗装4棟を終え、本年度においては東鶉5町内と中央の2棟6戸の水洗化と鶉若葉台教職員住宅1棟2戸の屋根のふきかえ及び東鶉と鶉本町3棟8戸の屋根の塗装を計画しております。また、前年度本目に計上しておりました土地取得事業特別会計繰出金は、会計の廃止により皆減となっております。

6目企画費、本年度予算額268万7,000円、前年度比較で28万2,000円の減、財源は全額一般財源でございます。本目のうち、防災対策に係ります予算について説明させていただきます。11節需用費、本年度予算額10万円、前年度比較で75万円の減、次ページへ参りまして、18節備品購入費、本年度予算額130万円、前年度比較で40万円の増と

なっており、いずれも災害備蓄品の整備に係る予算で、本町ではこれまで避難所での避難生活を想定した上で、毛布やアルミマット、また飲料水などの備蓄を行ってまいりました。本年度におきましては、改修を終えました体育センターを拠点避難所と位置づけた上で、冬期間の災害に備えまして大型のオイルヒーターや発電機などの整備を計画しております。

次に、7目公平委員会費でございます。本年度予算額7,000円、前年度同額で、財源は全て一般財源でございます。公平委員3人分の報酬でございます。

35ページの9目諸費でございます。本年度予算額219万6,000円、前年度同額で、財源は全額一般財源でございます。本目は、表彰の関係予算や弔慰金、また会議来客用など、他の費目に属さない予算を計上しているものでございます。

続きまして、39ページをお開きください。下段にございます選挙費でございます。1目選挙管理委員会費、本年度予算額14万6,000円、前年度比較で1,000円の増。

次ページへ参りまして、2目選挙啓発費、本年度予算額9,000円、前年度同額でございます。

3目町長選挙費、本年度予算額308万9,000円、財源は全額一般財源でございます。本年4月22日に任期満了を迎えます上砂川町長選挙の執行に要します投開票事務の執行経費を計上するものでございます。

41ページへ参りまして、昨年度計上しておりました参議院議員選挙費につきましては廃目としてございます。

以上で2款総務費にかかわります総務課所管の予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、2款総務費のうち企画振興課所管事項についてご説明いたします。

32ページにお戻りください。1項総務管理費、2目文書広報費、本年度予算額504万4,000円で、前年度比較15万4,000円の増額で、財源内訳はその他特定財源20万円、一般財源484万4,000円でございます。所管事項として、町が発行する広報経費でございまして、11節需用費の印刷製本費、町広報用であります。消費増税分や広報作成ソフト更新により、前年度比較で11万2,000円増の本年度予算149万円を計上したところでございます。

次に、36ページをお開き願います。11目地域振興費でございまして、本年度予算563万7,000円で、前年度比較5万7,000円の増額で、財源内訳につきましては起債160万円、その他特定財源60万円、残り343万7,000円は一般財源でございます。この地域振興費につきましては、水源公園維持管理経費、ふるさと会関連経費、テレビ中継局経費などにかかわるものでございます。37ページをお開き願います。12節役務費につきましては、本年度テレビ中継局再免許申請がないことから、前年度より3万円減額の1万7,000円の予算計上でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、本年度276万円で、前年度比較10万円の増額となっております。例年の助成を行っている事業のほか、新規事業の展開も想定されていることから、元気・潤いタウン推進事業助成金を本年度10万円増額し、60万円を予算計上したところでございます。その他につきましては、前年度とほぼ同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

41ページをお開き願います。5項統計調査費、1目諸統計調査費でございまして、本年度予算額52万円で、前年度と比較して19万円の増額となっており、財源内訳は国・道支出金51万8,000円、残り2,000円は一般財源でございます。1節報酬でございまして、本年度35万2,000円で、前年度比較で11万5,000円の増額で、これは本年度経済センサス、商業統計調査が実施されるため、調査員等の報酬を計上したところであります。その他

につきましては、各種調査に係る経費を計上したところであり、内容については省略させていただきます。

以上、2款総務費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 次、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 2款総務費のうち住民課が所管します事項についてご説明をいたします。

予算書34ページをお開き願います。8目交通安全対策費、本年度予算額598万円、前年度比較57万7,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、交通安全指導員8名、婦人交通指導員3名、交通安全推進員1名に係る経費及び交通安全指導車等に係る経費を計上しております。7節賃金249万2,000円、前年度対比56万円の増につきましては、交通安全推進員の新規採用者によるものでございます。その他は、ほぼ前年度同額内容につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開き願います。3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額1,254万3,000円の計上で、前年度比較3,817万3,000円の減、財源内訳につきましては国・道支出金554万円、その他特定財源208万5,000円、一般財源491万8,000円でございます。13節委託料は856万5,000円の計上で、前年度対比3,941万9,000円減でございまして、前年度戸籍等の事務の共同システム運用で電算化に要した整備費用として4,727万3,000円が減額となり、本年度は住民基本台帳ネットワークシステムの更新費用といたしまして231万5,600円の計上をしております。そのほか、戸籍システム導入業務費として社会保障・税番号制度導入に係る住基システムの改修費用540万円を計上しております。

資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。資料ナンバー2の社会保障・税番号制度導入に係るシステム改修についてご参照いただきたいと思います。

と存じます。番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤整備を目的としています。平成27年10月からは、住民基本台帳に記録される方全員に番号の付番、通知がなされ、平成28年1月からは申請により個人番号カードを発行します。個人番号カードには顔写真及びICチップが搭載され、公的な身分証明書として利用できるほか、平成29年からは国、地方公共団体の情報連携も開始され、カードの提示により各種申請手続の簡素化、迅速化が図られるものであり、平成27年度までに個人番号を利用する各事務処理システムの改修及び情報連携システムの整備を行うものです。

事業計画につきましては、国への申請事務のスケジュールに合わせ、本年度の当初予算で住民基本台帳システムの改修540万円を計上し、国民年金システムや税システム等の改修につきましては今後の補正予算等で予算を計上し、各種のシステム改修を図ってまいります。いずれも国の財源の補助率は10分の10、または3分の2の補助で、残りの3分の1についても交付税で措置される予定となっております。本年度の予算は、国庫補助金として住民基本台帳システムの改修経費540万円を全額見込んでおります。

予算書へ戻ります。39ページでございます。19節負担金、補助及び交付金244万1,000円の計上で、前年度対比81万2,000円の増は、中空知広域圏戸籍システム共同運用協議会負担金でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上ですので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で2款総務費のうち住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、前田教育次長、お願いします。

○教育次長（前田 厚） それでは、教育委員会

が所管いたします総務費関係についてご説明申し上げます。

35ページをお開き願います。10目町民センター管理費でございますが、町民センターにつきましては体育センターとともに耐震補強及び大規模改修工事が終了し、3月1日より再オープンしているところでございます。本目の本年度予算額1,804万4,000円、前年度と比較いたしまして3億1,269万6,000円の減額となっております。財源内訳は、その他特定財源が30万円、一般財源が1,774万4,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。7節賃金でございますが、本年度新規計上するもので、予算額119万7,000円となっておりますが、公民館から町民センターに移設いたしました図書室運営に係る臨時司書の賃金でございます。11節需用費、本年度予算額700万円、前年度対比84万円の増となっておりますが、消耗品費14万円の増は新設されました図書室及び調理室に係る消耗品費の増によるもので、燃料費70万円の増は単価の増によるものでございます。36ページをお開き願います。12節役務費、本年度予算額29万5,000円、前年度対比7万8,000円の増は、図書室業務に係る電話、ファクス等の使用料によるものであります。13節委託料、本年度予算額748万7,000円、前年度対比115万2,000円の増は、清掃業務及びボイラー管理業務等の増で雇用者の処遇改善のための賃金単価アップ分、電気保安業務の増はトランスの容量増加による点検料アップによるもので、他の項目の増は消費税アップ分でございます。18節備品購入費、本年度予算額205万円、前年度対比95万円の減となっておりますが、町民センター大規模改修事業に伴う備品購入費の減によるものでございます。本目には、昨年度15節工事請負費に町民センター、体育センターの耐震補強、大規模改修事業経費として3億1,500万円が計上されておりましたが、今年度皆減となっております。

以上で2款総務費に係る教育委員会所管部分の

説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、永井税務出納課長。

○税務出納課長（永井孝一） それでは、総務費のうち所管する税務出納課分についてご説明させていただきます。

37ページの下段をごらんください。2項徴税費、1目税務総務費、本年度予算額12万7,000円、前年度対比1万円の増となっております。財源内訳は、全て一般財源であります。主に固定資産評価委員会に係る経費を計上しており、11節需用費7万円は来年度固定資産の評価がえに伴う必要書籍の購入で1万円の増となっております。そのほかにつきましては、前年度同額のため、内容の説明は省略させていただきます。

次に、38ページをお開き願います。2目賦課徴収費、本年度予算額465万5,000円、前年度対比234万2,000円の減額となっております。財源内訳は、国・道支出金が389万5,000円、一般財源が76万円です。主な増減内容につきまして説明させていただきます。7節賃金、本年度予算額11万4,000円、前年度対比2,000円の増は、確定申告時の臨時筆耕雇用分で、単価上昇による計上でございます。11節需用費、本年度予算額45万円、前年度対比3万円の減は、徴収用車両が本年度車検がないため、修繕料を減額して計上しております。13節委託料、本年度予算額370万3,000円、前年度対比227万4,000円の減は、昨年度国税連携システムを導入し、既存システムの改修を行ったことによる改修経費の減額が主な理由であります。そのほかにつきましては、前年度同額のため、説明は省略させていただきます。

以上で税務出納課が所管いたします関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、中島監査事務局長。

○監査事務局長（中島隆行） それでは、監査委員費についてご説明をいたします。

41ページをお開きください。6項監査委員費、1目監査委員費、本年度予算額106万2,000円、前年度比較1,000円の増で、全て一般財源でございます。1節報酬から19節負担金、補助及び交付金までは、監査業務に係ります経常経費でございます。

以上でございます。

○委員長（数馬 尚） 以上で2款総務費の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、目ごとに質疑を受けてまいります。

1項総務管理費、1目一般管理費について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2目文書広報費、3目財政管理費、4目会計管理費、5目財産管理費、6目企画費について一括質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、7目公平委員会費、8目交通安全対策費、9目諸費、10目町民センター管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、11目地域振興費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項徴税費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3項戸籍住民基本台帳費全般について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、4項選挙費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、5項統計調査費、6項監査委員費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で2款総務費について質疑を打ち切ります。

次、3款民生費に入ります。民生費については、西村福祉課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） それでは、民生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして、主な増減を中心に説明申し上げます。

予算書44ページをお開き願います。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額2億9,933万6,000円、前年度比較で1,572万6,000円の増、財源内訳は国・道支出金1億8,194万7,000円、起債1,030万円、その他特定財源341万8,000円、一般財源1億367万1,000円でございます。8節報償費1,059万円の計上でございますが、前年度比較で23万円の減となっております。全世帯配布入浴券につきまして、配布世帯数の減少により23万円の減となるものでございます。45ページの19節負担金、補助及び交付金でございますが、581万3,000円の計上で、前年度比較88万8,000円の減となっております。社会福祉協議会補助金に

おきまして前年度より62万9,000円減の250万円を計上しております。この補助金は、協議会事務局書記の人件費を補助するものでございますが、書記の定年退職に伴いまして、公的年金の支給年齢に達するまでの間、町職員の再任用制度に準じて給料額を新たにして再雇用することから、減額となるものでございます。20節扶助費でございますが、2億2,790万円の計上で、前年度比較で914万4,000円の増となっております。障害者自立支援費におきまして、利用者の増加等による介護給付費の増によるものでございます。

次に、46ページでございますが、2目老人福祉費、本年度予算額862万1,000円、前年度比較26万1,000円の減、財源内訳は国・道支出金30万5,000円、起債360万円、一般財源471万6,000円でございます。本目は、主に高齢者福祉に関する経費を計上しております。8節報償費は600万円の計上で、前年度比較22万円の減となっております。長寿祝品贈呈事業におきまして、100歳対象者数の減少等による減でございます。

次に、47ページの3目社会福祉施設費、本年度予算額782万1,000円、前年度比較で106万4,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東山高齢者住宅、中央集会所、各町生活館に係る経費を計上しております。11節需用費161万5,000円の計上で、前年度比較105万7,000円の増となっており、消耗品費で中央集会所のカーテン取りかえ、下鶉及び鶉若葉生活館老人室のカーペット取りかえによる増、また修繕料におきましては朝駒及び緑が丘集会所の玄関ドア等の修繕を行うものでございます。

次に、4目複合施設費でございますが、本年度予算額366万7,000円、前年度比較で15万2,000円の増で、財源は全て一般財源でございます。本目は、東鶉児童館と中央ふれあいセンターに係る経費を計上しております。児童館運営に係る児童厚生員賃金やふれあいセンターの自治会への管理委託経費が主なものでございます。11節需用費19万

5,000円の計上で、前年度比較6万5,000円の増となっております。消耗品費におきまして児童館のじゅうたん取りかえを行うものでございます。

48ページをお開き願います。6目地域包括支援センター費、本年度予算額1,369万1,000円、前年度比較で840万7,000円の増で、財源内訳はその他特定財源1,218万1,000円、一般財源151万円でございます。前年度の当初予算におきましては地域包括支援センターの運営を民間委託することとして委託料528万4,000円のみを計上しておりましたが、町の直営で引き続き運営することといたしましたので、地域包括支援センターに係ります運営費として職員2名分の給与及び臨時職員1名分の賃金、車両維持費などの経費を計上するものでございます。

49ページ、7目介護予防費、本年度予算額503万4,000円、前年度比較で20万4,000円の増で、財源内訳はその他特定財源500万円、一般財源3万4,000円でございます。本目は、空知中部広域連合からの委託によります高齢者の介護予防に関する各種事業経費を計上しております。事業実施に当たっての臨時職員賃金や委託料が経費の主なもの、要介護になる可能性が高い高齢者の把握、閉じこもり予防のための交流会や健康運動指導士による体の機能訓練事業、高齢者の筋力維持や筋力アップを目的とした百歳体操が主な事業でございます。

50ページ、9目臨時福祉給付金給付事業費、本年度予算額2,636万5,000円の計上で、財源内訳は全て国・道支出金でございます。本年4月から消費税率が8%に引き上げられるのに伴いまして、所得の低い人への簡素な給付措置として実施されます臨時福祉給付金の支給に必要な予算を計上するものでございます。

資料ナンバー3をごらんいただきたいと思えます。臨時福祉給付金についてといった資料でございますが、趣旨でございますが、消費税の引き上げに際し、低所得者に対する適切な配慮を行うた

め、暫定的、臨時的な措置といたしまして給付金を支給する事業でございます。実施主体は市町村となりますが、給付に要する経費は国が負担をするものでございます。給付対象者につきましては、基準日であります本年1月1日に本町に住民票があり、平成26年度分の町民税均等割が課税されない人でございますが、課税されている人に扶養されている人や生保受給者は対象外となるものでございます。国から示されました前年度の課税状況等を参考とした対象人数の試算によりまして、本町の給付対象者を1,647人見込んでございます。給付額につきましては、対象者1人当たり1万円で、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金、児童扶養手当などの受給者は1人当たり5,000円が加算されるものです。申請期間は3カ月を基本としておりますが、市町村の規模等により6カ月まで可能とされております。申請方法は窓口申請または郵送による申請とし、給付につきましては原則として口座振り込みによるものでございます。予算につきましては、現段階で実施手法の詳細が確定しておりませんが、歳出におきまして国から示された事務費見込み額を現時点で想定される経費に計上するものでございます。臨時筆耕賃金28万5,000円、印刷製本費等の需用費33万5,000円、口座振り込み手数料等の役務費111万5,000円、システム導入委託料59万2,000円、パソコン等の借上げ料14万3,000円を計上し、さらに負担金、補助及び交付金におきまして加算額を含みました1,647人分の給付金2,389万5,000円、合計で2,636万5,000円を見込むものでございます。歳入につきましては、給付金2,389万5,000円と事務費247万円の合計2,636万5,000円全額を国庫補助金にて計上するものでございます。なお、事業の開始時期につきましては、給付の対象要件として平成26年度分の町民税均等割が課税されていないことが条件になりますので、平成26年度分町民税の課税状況が確定する6月中旬以降を予定しているものでございます。

予算書の51ページにお戻り願います。児童福祉費でございます。1目児童福祉総務費、本年度予算額4,168万6,000円、前年度比較で345万9,000円の減となっております。財源内訳は、国・道支出金3,105万7,000円、起債110万円、その他特定財源20万円、一般財源932万9,000円でございます。本目は、子育て支援としての育児用品購入券贈呈事業や保育園で実施のおひさまルーム事業、児童手当、乳幼児医療及びひとり親家庭等医療費などの経費を計上しております。8節報償費131万8,000円の計上で、前年度比較57万円の減となっております。育児用品購入券贈呈事業につきまして、対象者を12人分60万円減の22人分110万円を見込むものでございます。次に、52ページでございますが、20節扶助費は3,936万7,000円の計上で、前年度比較で294万円の減となっております。児童手当3,458万円につきまして、支給対象となります中学生までの子供数の減によりまして298万5,000円の減となるものでございます。

次に、2目保育所費でございます。本年度予算額1,609万9,000円、前年度比較で18万8,000円の減となります。財源内訳は、その他特定財源422万7,000円、一般財源が1,187万2,000円でございます。11節需用費644万8,000円の計上で、前年度比較55万8,000円の減となっております。修繕料におきまして、前年度実施いたしました給食室のエアコン設置等修繕料の減によるものでございます。18節備品購入費20万円の計上で、前年度比較10万円の増となっております。園児用椅子の更新購入経費10万円を計上するものでございます。

3目子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、本年度予算額278万3,000円の計上で、財源内訳は全て国・道支出金でございます。

資料ナンバー4をごらんいただきたいと思います。子育て世帯臨時特例給付金についてといった資料でございます。趣旨でございますが、消費税の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観

点から、臨時的な措置として給付金を支給するものでございます。実施主体は市町村となりますが、給付に要する経費は国が負担するものです。支給対象者につきましては、基準日であります本年1月1日における平成26年1月分の児童手当の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものとされております。支給対象となる児童は、平成26年1月分の児童手当の対象となる中学生以下の児童で、臨時福祉給付金の対象者や生保受給者は対象外となるものです。国から示されました前年度の状況等を参考とした対象人数の試算方法によりまして、本町の対象児童数を222人と見込むものでございます。給付額につきましては、対象児童1人当たり1万円で、支給の手續は臨時福祉給付金と同様、窓口申請または郵送による申請とし、受け取りは原則として口座振り込みによるものです。また、公務員の児童手当につきましては所属長から支給されておりますが、この給付金につきまして市町村が一元的に支給事務を行うこととされております。予算額でございますが、臨時福祉給付金同様に詳細が不確定ではあります。歳出におきまして国から示された事務費見込み額を現時点で想定される経費に計上するものでございます。臨時筆耕賃金14万3,000円、印刷製本費等の需用費10万円、口座振り込み手数料等の役務費10万円、システム導入委託料22万円を計上し、さらに負担金、補助及び交付金におきまして222人分の給付金222万円、合計で278万3,000円を見込むものでございます。歳入につきましては、給付金222万円と事務費56万3,000円の合計278万3,000円全額を国庫補助金にて計上するものでございます。なお、給付金につきましては、さきに説明いたしました臨時福祉給付金の給付費が優先され、重複して支給されないこととなっております。また、申請や給付に当たりましては、臨時福祉給付金と関連性がありますことから、一体的に進めていくことを予定しております。

予算書の53ページにお戻り願います。次に、3

項生活保護費、1目生活保護総務費、本年度予算額1万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。

2目扶助費、本年度予算額29万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。生活困窮世帯扶助の経費を計上しているものでございます。

次に、54ページでございます。4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額24万円、前年度同額、財源は全て一般財源でございます。災害見舞金の経費を計上しているものでございます。

以上で3款民生費に係ります福祉課所管予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 3款民生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書は45ページでございます。1目社会福祉総務費、20節扶助費のうち重度心身障害者医療費につきましては、前年度実績を勘案し、135万5,000円増の999万5,000円を計上したところでございます。46ページの28節繰出金4,372万6,000円につきましては、国民健康保険特別会計でご説明します。

そのほかは、前年度とほぼ同額の予算の計上につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、48ページをお開き願います。5目介護保険費、本年度予算額8,657万1,000円、前年度比較532万4,000円の増で、財源内訳は全て一般財源でございます。19節負担金、補助及び交付金8,593万円、前年度対比488万8,000円は、空知広域連合負担金で、本年度空知中部広域連合では介護保険システムの更新整備事業を行うこととしており、平成26年度負担分として160万8,000円とその他データ抽出等の経費、職員人事異動等による人件費の増分が増額となったものでございます。

次に、50ページをお開き願います。8目後期高齢者医療費、本年度予算額8,445万6,000円、前年度比較1,340万9,000円の減で、財源内訳につつま

しては国・道支出金1,477万4,000円、その他特定財源56万5,000円、一般財源6,911万7,000円でございます。本目は、北海道後期高齢者医療広域連合から受託していません後期高齢者健診に要する費用と同連合への負担金並びに後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しております。19節負担金、補助及び交付金6,080万3,000円、前年度対比1,497万円の減につきましては、北海道後期高齢者連合へ支出する入院等の療養給付費等の減によるものでございます。28節繰出金2,308万8,000円につきましては、後期高齢者医療特別会計にて説明をさせていただきます。そのほかの経費は、ほぼ前年度と同額につき、説明を省略させていただきます。次に、52ページをお開き願いたいと思います。20節扶助費の乳幼児医療費202万3,000円、ひとり親家庭等医療費246万4,000円の計上は、前年度の実績見込み額を勘案して計上しております。療育医療費30万円は、平成25年度から北海道より療育医療の給付事業が権限移譲されたものでございます。

以上で3款民生費のうち住民課が所管します事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で3款民生費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項社会福祉費、1目社会福祉総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2目老人福祉費、3目社会福祉施設費、4目複合施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、5目介護保険費、6目地域包括支援センター費、7目介護予防費、8目後期高齢者医療費、

9目臨時福祉給付金事業費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項児童福祉費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3項生活保護費、4項災害救助費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で3款民生費について質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時05分

○委員長（数馬 尚） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

4款衛生費に入ります。内容の説明を求めます。西村福祉課長、渡辺住民課長に順次説明を求めてまいります。初めに、西村福祉課長。

○福祉課長（西村英世） それでは、衛生費のうち福祉課が所管いたします予算につきまして説明いたします。

予算書56ページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額9,644万7,000円、前年度比較3,703万9,000円の増でございます。財源内訳は、全て一般財源でございます。本目は、救急医療対策に係る負担金や分担金、妊婦等の健診費用を計上しており、内訳はほぼ前年同額での計上ではございますが、増額の主な要因は繰出金の増でございます。57ページ、28節繰出金におきまして、水道事業会計繰出金で前年度比較で3,698万3,000円増となる9,200

万3,000円を計上するものでございます。

次に、57ページ、2目予防費でございます。本年度予算額1,169万4,000円、前年度比較105万6,000円の減でございます。財源内訳は、国・道支出金58万7,000円、起債90万円、その他特定財源71万円、一般財源949万7,000円でございます。本目は、各種検診や予防接種事業に係ります経費を計上しております。また、本年度は食生活改善推進員養成講座の開催に係ります賃金、報償費、需用費、役務費の所要経費を計上しております。7節賃金105万6,000円の計上で、前年度比較12万5,000円の増となっております。食生活改善推進員養成講座の開催に係ります臨時栄養士、臨時保育士賃金の計上による増でございます。次に、58ページでございます。13節委託料900万2,000円の計上で、前年度比較で121万9,000円の減となっております。各種予防接種事業におきまして、対象者数の減少や実績を勘案した見込みにより減となるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 4款衛生費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書58ページをお開き願います。3目環境衛生費、本年度予算額891万円、前年度比較104万7,000円の増で、財源内訳はその他特定財源9万5,000円、一般財源881万5,000円でございます。11節需用費118万円、前年度対比108万5,000円の減につきましては、前年度修繕しました下鷄共同浴場の地下タンクのオイル漏れ防止費用の減によるものでございます。13節委託料151万1,000円、前年度対比35万4,000円の減は、墓地草刈りの委託を町の緊急雇用作業員で対応するため減となったものでございます。19節負担金、補助及び交付金609万2,000円、前年度対比254万6,000円の増につきましては、砂川地区保健衛生組合負担金74万6,000円の増の330万2,000円は、火葬場の年次計画に

よる修繕費の増と共同浴場運営費補助金として東町共同浴場の運営経費の一部を前年度に引き続き180万円増の210万円を計上したところでございます。そのほかは、前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、59ページをお開き願いたいと思います。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額25万8,000円、前年度比較5万6,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。本目は、衛生車庫と事務所の諸経費を計上しております。前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、2目じん芥処理費、本年度予算額7,404万8,000円、前年度比較335万4,000円の増でございます。財源内訳は、その他特定財源1,223万4,000円、一般財源6,181万4,000円でございます。本目は、ごみ収集処理費用及びごみ処理最終処分場の経費を計上しております。60ページの11節需用費740万円、前年度対比で133万2,000円の増は、修繕料で前年度から実施しておりますごみ収納ボックスの1枚ぶたを2枚ぶたに改良する経費として91台分の166万5,000円を計上しております。60ページ、12節役務費70万3,000円、前年度対比39万7,000円の減につきましては、ごみ処理手数料15万円の減と前年度予算計上しましたPCB廃棄物運搬手数料、計量器検査手数料24万7,000円の減でございます。13節委託料608万7,000円、前年度対比56万8,000円の減につきましては、前年度予算計上しましたPCB廃棄物処理業務委託の減によるものでございます。なお、PCB廃棄物の処理につきましては、昨年より空知総合開発期成会で処理費用の補助等について環境省へ要望しておりますので、補助採択がなされ次第、予算を計上し、処分を行っていきたいと考えております。19節負担金、補助及び交付金5,424万3,000円、前年度比較で296万5,000円の増につきましては、クリーンプラザくるくるの施設の年次計画による修繕費251万4,000円の増と中・北空知エネクリーン

の施設維持管理経費45万1,000円の増によるものでございます。そのほかは、前年度と同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

次に、61ページをお開き願いたいと思います。3目し尿処理費、本年度予算額3,848万2,000円、前年度比較471万円の増で、財源内訳は特定財源の起債が860万円、その他が760万円、一般財源2,228万2,000円でございます。11節需用費73万円、前年度比較20万円の増は、本年度石狩川流域下水道組合奈井江浄化センター施設内にし尿、汚泥の受け入れ施設が完成することにより、10月から試験運転としてし尿の受け入れが可能となりますことから、バキューム車の燃料費を増額するものでございます。14節使用料及び賃借料22万7,000円、前年度対比10万4,000円の減は、町営住宅の水洗化及び住宅再編による移転等でし尿投入料が減少することから減額するものでございます。19節負担金、補助及び交付金3,226万円、前年度対比418万円の増となっております。内訳は、砂川地区保健衛生組合負担金、し尿収集の減少により208万8,000円減の1,627万8,000円、石狩川流域下水道組合負担金1,598万2,000円、前年度対比626万8,000円の増は先ほど11節需用費でご説明しましたし尿、汚泥の受け入れ施設の建設費負担金の増の計上でございます。そのほかは、前年度とほぼ同額の予算計上につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で4款衛生費のうち住民課が所管しております事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） それでは、これで衛生費の説明が終わりましたので、これより質疑に入らせていただきます。

1項保健衛生費、1目保健衛生総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2目予防費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3目環境衛生費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項清掃費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。高橋委員。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。何もないとあれなので、ちょっと質問させていただきます。

以前に僕、2年ぐらい前にごみボックスの収納ボックスの質問させていただいたのですが、昨年25年度で75万円の予算を組んで、それに対して80台ということで、今年度は91台ということで166万5,000円の予算を組まれております。ちょっとうろ覚えなのですが、台数がそんなに変わらないのにこの金額の差というのがどうしたことなのかなというのと、2年間で250万円かかったということで、あと残り半分ぐらい、当時質問した答弁聞いていると300台ぐらいが全部であるということで、この2年を終了するとあと残り140台ぐらいになるのかなと思うのですが、残り大体この2年間の250万ぐらいと考えてもよろしいのですか。

○委員長（数馬 尚） はい。

○住民課長（渡辺修一） 残りのボックスについてはもともと2枚ぶたなものですから、それを網を交換するだけの費用となりますので、そんなにかからないと思いますので、順次整備を行ってやっていきたいと思います。

それと、前年度と本年度の単価差ということでございますよね、前年度につきましては当初予算で75万円組んでおります。それで、6月の補正予

算でも予算措置して、たしか75台程度実施で、既にこの年度全て整備を終えております。残りの台数について今年度全部やる予定でございます。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。もう一点聞きたいのですけれども、当時ネットの耐用年数のお話があったのですが、プラスチックなので、大体更新時期というのをどれぐらいで考えているのかなというのが、ただ、今張りかえたばかりです。あと、ネットにかわってから、軽量化図ってから地域住民の方々はすごく喜んでおります。去年から張りかえているのでしようけれども、ボックスに番号を振ったりとかしてこれからは備えるようなことをされているのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○委員長（数馬 尚） はい。

○住民課長（渡辺修一） 去年張りかえたばかりなので、まだどの程度実際もつかわかりませんが、かなり強度のあるプラスチックなので、10年やそこらは十分にもつのではないかと考えております。

○6番（高橋成和） 適切な答弁ありがとうございます。

○委員長（数馬 尚） 川岸委員。

○2番（川岸清彦） 私も資料をはっきり全部調べていないのですが、上砂川のごみ処理の流れなのなのですが、ごみを収集したものをエネクリーンに持っていっているということなので、その点どうなのでしょう、歌志内のエネクリーン、今稼働していますけれども、そちらのほうには全然持っていっていないのでしょうか、上砂川のごみとして。

○委員長（数馬 尚） はい。

○住民課長（渡辺修一） 上砂川町のごみの収集したものにつきましては、砂川にありますクリーンプラザくるくるへ持っていっております。そこで一旦ごみの保管をしまして、それからトラックで歌志内にありますエネクリーンへ、焼却しております。

○2番(川岸清彦) 結局クリーンプラザくるく
るで一回収集して、そして分けて、燃えるごみだ
け……

○住民課長(渡辺修一) 燃えるごみだけ向こう
に持っていつている。

○2番(川岸清彦) わかりました。

○委員長(数馬 尚) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(数馬 尚) ないようですので、打ち
切ります。

以上で4款衛生費について質疑を打ち切ります。

次、5款労働費、6款農林水産業費に入ります。
内容の説明を求めます。飯山企画振興課長。

○企画振興課長(飯山重信) それでは、労働費
につきましてご説明申し上げます。

64ページをお開き願います。5款労働費、1項
労働費、1目労働諸費、本年度予算額1,111万円、
前年度比較5万7,000円の増額で、財源内訳は一
般財源1,111万円でございます。本年度におきま
しても、現在の厳しい雇用状況を鑑み、昨年同様
町単独で雇用対策事業を実施し、町内の雇用創出
を図っていきたいと考えておりまして、緊急雇用
作業員分として通年雇用で4名分を計上しており
ます。7節賃金で735万円、11節需用費48万円、1
6節原材料費8万円、18節備品購入費で10万円を
昨年同様予算計上しているところでございます。
その他につきましては、おおむね前年度と同様の
内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で労働費の説明を終わらせていただきま
す。

続きまして、農林水産業費につきましてご説明
申し上げます。66ページをお開き願います。6款
農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費、本
年度予算額23万2,000円、前年度比較30万6,000円
の減額で、財源内訳は一般財源23万2,000円でご
ざいます。昨年度備品購入費でヒグマ捕獲用箱わ
なを整備いたしましたけれども、本年度同様の事

業がないため、35万円の減額となっております。
19節負担金、補助及び交付金のうち、森林整備担
い手対策推進事業負担金につきましては対象者の
増加によりまして前年度比較で4万円増の5万2,
100円の予算計上といたしました。その他につき
ましては、おおむね前年度と同様の内容につき、
説明は省略させていただきます。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただ
きます。

○委員長(数馬 尚) 以上で5款労働費、6款
農林水産業費の説明が終わりました。

一括質疑を受けます。質疑のある方は発言願
います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(数馬 尚) ないようですので、打ち
切ります。

以上で5款労働費、6款農林水産業費について
質疑を打ち切ります。

次、7款商工費に入ります。内容の説明を求め
ます。飯山企画振興課長、渡辺住民課長に順次説
明を求めてまいります。初めに、飯山企画振興課
長。

○企画振興課長(飯山重信) それでは、7款商
工費のうち企画振興課所管事項につきましてご説
明申し上げます。

68ページをお開き願います。7款商工費、1項
商工費、1目商工振興費、本年度予算額2,388万9,
000円、前年度比較26万2,000円の減額で、財源内
訳につきましては国・道支出金12万9,000円、そ
の他特定財源1,481万5,000円、一般財源894万5,0
00円でございます。企画振興課所管事項といたし
まして、産業活性化センターの管理経費について
であります。11節需用費につきまして、産業活
性化センターにおいて検満量水器の交換があるこ
とから本年度修繕料として前年度比較で54万円増
の67万円を予算計上しております。69ページをお
開き願います。21節貸付金につきましては1,330
万5,000円で、前年度比較37万5,000円の減額とな

っておりますが、これは商店街近代化融資について未償還額が償還により金額が少なくなってきたため、原資預託金、本年度5万5,000円予算計上し、前年度比較で37万5,000円減額したところでございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の内容につき、省略させていただきます。

次に、企業開発費でございます。2目企業開発費、本年度予算額1,480万5,000円、前年度比較556万7,000円の減額で、財源内訳につきましては起債1,400万円、一般財源80万5,000円でございます。昨年国の緊急雇用創出推進事業補助制度の活用によりまして委託料556万7,000円を計上し、ニジマスを活用した町の特産品事業を図るべく、消費加工技術や各種調査研究を上砂川振興公社に委託し、特産品化を進め、一定の成果を得たところがありますので、新年度より振興公社が主体となり進めていくこととなっていることから、当初予算には関連予算の計上は行っていないところでございます。その他につきましては、おおむね前年度同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、3目観光費、本年度1,062万8,000円で、前年度比較37万7,000円の増で、財源内訳につきましては全額一般財源であります。70ページをお開き願います。11節需用費、印刷製本費37万5,000円の予算計上ではありますが、町の観光パンフレットが残りわずかとなってございますことから、増刷するための経費を計上したものでございます。その他につきましては、前年度と同様の内容につき、内容の説明は省略させていただきます。

以上で商工費のうち企画振興課所管事項の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） 7款商工費のうち住民課が所管します事項についてご説明いたします。

予算書68ページでございます。1目商工振興費

のうち消費者行政にかかわる経費といたしまして、7節賃金、9節旅費、11節需用費、18節備品購入費、19節負担金、補助及び交付金で総額177万1,000円を計上しております。平成21年度から実施しています国の消費者行政活性化事業がさらに延長されたことに伴いまして、11節需用費では啓発用冊子1万8,000円の購入のほか、18節備品購入費8万9,000円は啓発冊子展示用ラックを購入しようとするものでございます。そのほかは、ほぼ同額でございますので、内容の説明は省略させていただきます。

以上で住民課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で7款商工費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1目商工振興費、2目企業開発費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようでございますので、打ち切ります。

次、3目観光費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で7款商工費について質疑を打ち切ります。

次、8款土木費に入ります。内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、土木費つきましてご説明申し上げます。

予算書72ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額9,297万4,000円、前年度比較1,066万6,000円の減額で、財源内訳につきましては国・道支出金7万7,000円、その他特定財源115万1,000円、9,174万6,000円が一般財源でございます。本目は、主に

街路灯の維持費と下水道事業特別会計への繰出金に係る予算を計上するものでございます。減額の主な要因といたしましては、19節負担金、補助及び交付金80万4,000円、前年度対比2,538万円の減額となっておりますが、昨年度実施しました全町自治会管理の街路灯412灯のLED化設置事業補助が完了したことによるものでございます。また、街路灯維持補助金として前年度比較130万円減の70万円を計上しておりますが、自治会で管理いたします街路灯電気料がLED化整備したことにより、平成24年度の実績電気料410万円から本年度は200万円まで半減する見込みで、さらに2分の1を自治会に補助いたします道補助金も減額となるものでございます。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度予算額5,951万4,000円、前年度比較2,657万2,000円の減額で、財源内訳につきましては全額一般財源でございます。本年度の除排雪経費につきましては、賃金、燃料費、委託料、使用料及び賃借料を合わせまして総額2,206万2,000円で前年度対比87万9,000円の減額となっておりますが、委託路線の変更によるものでございます。現行体制を維持しながら、効率的かつ効果的な除排雪体制を構築してまいりたいと考えております。13節委託料1,302万9,000円、前年度対比214万円の増額となっております。橋梁長寿命化計画による相生橋の設計業務委託費の計上によるものでございます。資料ナンバー5の事業箇所図をあわせて参照願います。15節工事請負費につきましては1,660万円の計上で、前年度比較3,140万円の減額となっておりますが、町道若葉台1号線改良舗装工事で840万円、町道鶉北線と町道東鶉線の排水改修で320万円を計上しており、大雨時の対策を講じてまいりたいと考えます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、74ページ、3項住宅費、1目住宅管理費についてご説明いたします。本年度予算額6,875

万8,000円、前年度比較2,128万4,000円の減額で、財源内訳につきましては起債1,230万円、その他特定財源5,645万8,000円でございます。本目は、町営住宅の維持管理経費を計上するものでございます。資料ナンバー6から9をあわせてご参照願います。各整備図に施工箇所を色分けしてございます。11節需用費5,350万円、前年度比較2,173万円の増額は、住宅長寿命化計画と空戸対策、住宅再編計画に基づき、下鶉地区公営住宅7棟28戸の屋根のふきかえと、屋根塗装につきましては鶉改良住宅5棟30戸、緑が丘公営住宅6棟24戸、朝駒団地4棟32戸を計画的に進めるものでございます。また、緑が丘公営住宅と鶉改良住宅におきましては、空戸対策といたします内部改修費として1,260万円を計上しております。19節負担金、補助及び交付金178万5,000円、前年度比較59万5,000円の減額につきましては、下水道受益者分担金で平成21年度に供用開始となった鶉地区が納入完了となることによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次に、2目公営住宅建設費、本年度予算額2,955万8,000円、前年度比較82万3,000円の増額で、財源内訳につきましては国・道支出金567万円、起債560万円、一般財源1,828万8,000円でございます。本目は、2名の人件費と町営住宅の水洗化事業などに関する経費を計上するものでございます。給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせた人件費総額は1,634万8,000円で、前年度比較29万8,000円の増額となっております。次に、76ページをお開き願います。資料ナンバー10をあわせてご参照ください。15節工事請負費1,260万円、前年度比較60万円の増額は、既設公営改良住宅改善工事として鶉若葉台改良住宅5棟20戸を水洗化するものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

以上で土木費の内容の説明を終わらせていただ

きます。

○委員長（数馬 尚） 以上で8款土木費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項土木管理費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、2項道路橋りょう費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、3項住宅費、1目住宅管理費、2目公営住宅建設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

〔「ちょっと済みません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） はい、どうぞ。

○2番（川岸清彦） ちょっとおくれて申しわけないのだけれども、上砂川の除雪のことに関してちょっと聞きたいのですけれども、除雪作業員の給料とかいろいろ分けて含まれているのですけれども、大体1年間の上砂川の道路は別にして、道のあれで管理している道道のことに関してはあれなのですけれども、大体どのぐらいかかっているのでしょうか。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 除雪経費でしょうか。

○2番（川岸清彦） 除雪経費。

○委員長（数馬 尚） はい。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 今年度の関係

で申し上げますと、今年度11月から2月末日までに6メートル42センチの降雪がございました。当初予算で約2,300万円を計上してございましたが、2月と3月に約3メートル降ることを想定しまして3月補正で430万円の補正をさせていただいておりますので、総額で2,700万程度になるかと考えております。

以上です。

○2番（川岸清彦） それで、きょう資料持ってきていないのですけれども、今回大雪の除雪対策交付金ということで上砂川の場合たしか5,900万あれして、歌志内なんか見たら2億4,000万ぐらいたしか出るはずなのですけれども、そういう、国からか道からか、ちょっとよくわからないのだけれども、あれというのは見込んでこの中に組み込まれないかなと思って。

○委員長（数馬 尚） 質問内容わかりますか。

○総務課長（米田淳一） ただいまのお話ですけれども、新聞でござんになったとおりでございすけれども、あれに関しましてはあくまで国の特別交付税ベースでの措置でありまして、今川岸委員おっしゃったような仕組みとはまたちょっと違った仕組みでございすので、財源としましては見込んでおりますけれども、それがイコール全額ということにはならないということでございます。

○2番（川岸清彦） わかりました。それで、できれば、そういう財源もし交付されれば、ことしの冬の除雪対策だとかそういうのに盛り込んで、きのうも私常任委員会で言ったのですけれども、空き家対策の上砂川の危険なところとか、あとは空き家でもどうしても隣に迷惑かかるとか、そういう危険なところは何とか除雪してもらいたいというふうにして要望したのですけれども、そういうのももし交付されれば、そういうところでもお金かけて、なるべく危険のないようにやってもらいたいという要望なのですけれども、きのう回答いただいたので、大体それで納得しましたけれ

ども。

○委員長（数馬 尚） いいのですか。

○2番（川岸清彦） いいです。済みません。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で8款土木費について質疑を打ち切ります。

9款消防費に入ります。内容の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 78ページをお開き願います。9款消防費、1項消防費、1目消防費、本年度予算額1億5,484万5,000円、前年度比較で73万2,000円の減で、財源内訳は全て一般財源でございます。減額の主な要因でございますが、上砂川支署職員1名の定年退職によります人件費の減によるものでございます。また、砂川消防本部の庁舎建設負担金42万9,000円につきましては、前年同額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で9款消防費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

消防費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で9款消防費について質疑を打ち切ります。

ここで、時間的にちょうど切りがいいので、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 零時58分

○委員長（数馬 尚） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

10款教育費に入ります。内容の説明を求めます。

前田教育次長、飯山企画振興課長に順次説明を求めてまいります。初めに、前田教育次長。

○教育次長（前田 厚） それでは、教育費関係についてご説明申し上げます。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額88万8,000円、財源内訳は全額一般財源でございます。内容につきましては、全て前年度同額でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、2目事務局費、本年度予算額625万1,000円、前年度と比較いたしまして15万3,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が41万9,000円、一般財源が583万2,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。81ページでございます。19節負担金、補助及び交付金でございますが、本年度予算額203万円、前年度対比7万2,000円の増となっております。本目には、昨年度小学校副読本作成補助が計上されておりましたが、本年3月に完成したことにより60万円減、隔年で実施しております福井市鶉地区との小学生交流事業については本年度本町児童が福井市を訪問する年度でありますので、訪問に係る経費65万円を計上したところであります。また、本年度が小学校の教科書用図書採択の年でありますことから、事務局負担金が増となったことによるものであります。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、82ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,158万7,000円、前年度と比較いたしまして80万円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費、本年度予算額964万円、前年度対比55万円の増となっておりますが、これは燃料費の単価上昇によるものと消火器の更新等によるものでございます。その他の項目につきましては、消費税アップ分の追加のほかはおおむね

前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

83ページをごらんください。続きまして、2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額932万円、前年度と比較いたしまして166万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が6万4,000円、起債が200万円、一般財源が725万6,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。11節需用費、本年度予算額140万6,000円、前年度対比31万7,000円の増となっており、消耗品費の教材用は児童数増によるもので、84ページをお開き願います。社会科副読本用は昨年度制作いたしました副読本の増刷経費、小学生学力向上総合対策用は次に備品購入費で詳しくご説明いたします実物投影機に係る関連消耗品購入経費の増となっており、他項目は消費税アップ分の追加でございます。18節備品購入費、本年度予算額101万円、前年度対比61万円の増となっておりますが、小学生学力向上総合対策事業として小学校におけるわかりやすい授業の実施とやる気向上を目的に、各教室で使用する実物投影機を購入する経費を計上したことによる増でございます。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額230万円、前年度対比35万1,000円の増となっております。児童生徒の給食費の半額助成制度を昨年度から実施しておりますが、給食費は平成17年度の単価改定後値上げしておらず、食材費の高騰、本年4月からの消費税アップ等により大変厳しい状況でありますことから、児童生徒の父兄のご理解をいただき、消費税10%化も見据え、本年4月より小学校が1食241円から266円、中学校が1食282円から310円に値上がりすることとしたところで、この値上げ幅の半額に当たる経費を増額したものでございます。また、小学生学力向上総合対策事業の一つとして、各学年相当級の漢字検定合格を目標に定め、受験する漢字検定受験費用を助成する経費を新たに計上したところであります。20節扶助費、本年度予算額389万9,000円、

前年度対比37万7,000円の増となっておりますが、これは準要保護の対象児童数の増によるものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3項中学校費へ参ります。3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額2,545万3,000円、前年度と比較いたしまして49万5,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目についてご説明いたします。85ページでございます。11節需用費、本年度予算額1,141万円、前年度対比78万5,000円の増となっておりますが、燃料費の単価上昇によるものが主なものでございます。13節委託料、本年度予算額133万5,000円、前年度対比9万1,000円の減となっておりますが、消防設備保守点検項目の減によるものでございます。その他の項目につきましては、消費税アップ分の追加のほかはおおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

86ページをお開きください。2目教育振興費へ参ります。2目教育振興費、本年度予算額688万3,000円、前年度と比較いたしまして18万3,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が9万5,000円、起債が120万円、一般財源が55万8,000円でございます。主な項目についてご説明いたします。19節負担金、補助及び交付金、本年度予算額184万9,000円、前年度対比19万2,000円の増となっておりますが、学校給食費助成につきまして、小学校同様に給食費の値上げに伴い、値上げ幅の半額に当たる経費を増額し、計上したものでございます。87ページでございます。20節扶助費、本年度予算額236万5,000円、前年度対比5万5,000円の減となっておりますが、これは準要保護の対象生徒数の減によるものでございます。その他の項目につきましては、消費税アップ分のほかはおおむね前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4項社会教育費へ参ります。1目社会教育総務費、本年度予算額219万円、前年度と比較いたしまして26万6,000円の増額となっております。財源内訳は、国・道支出金が56万2,000円、一般財源が162万8,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。8節報償費、本年度予算額78万1,000円、前年度対比11万5,000円の増となっておりますが、家庭学級用、社会教育講座用、学童クラブ用の3項目につきましては従前公民館費に計上しておりましたが、公民館閉鎖に伴う公民館費の廃目により、社会教育総務費に費目がえしたものでございます。また、11節需用費、本年度予算額13万5,000円、前年度対比4万5,000円の増におきましても社会教育講座用、学童クラブ用の2項目について公民館費より社会教育総務費に費目がえしたものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

88ページをお開きください。2目青少年対策費へ参ります。本年度予算額107万1,000円、前年度と比較いたしまして2,000円の増額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。本予算は、子ども会費並びに子供に関する行事関係を計上する予算となっており、前年度とおおむね同様でございますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、3目社会教育施設費でございます。本年度予算額345万2,000円、前年度対比147万4,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が5万円、一般財源が340万2,000円でございます。本目は、趣芸館及び炭鉱館に関する予算を計上するもので、教育委員会が所管いたします趣芸館に係る予算は204万4,000円、前年度と比較いたしまして117万9,000円の増額となっております。主な項目につきましてご説明いたします。89ページでございます。11節需用費、修繕費でございますが、前年度比較110万円の増となっております。

ります。趣芸館の経年劣化による屋根の塗りかえ経費を増額したものでございます。その他の項目につきましては、消費税アップ分の追加並びに燃料費の単価上昇による増加以外前年度と同様でございますので、説明は省略させていただきます。

90ページをお開きください。公民館費は、公民館の閉鎖により廃目となるものでございます。

続きまして、5項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度予算額316万円、前年度と比較いたしまして14万9,000円の減額となっております。財源内訳は、全額一般財源でございます。主な項目につきましてご説明いたします。12節役務費、本年度予算額74万6,000円、前年度比較2万7,000円の増額となっておりますが、健康診断手数料における健診対象者数の増によるものでございます。14節使用料及び賃借料、本年度予算額57万6,000円、前年度比較16万6,000円の減となっておりますが、学校スキー行事リフト使用料とバス借り上げ料がスキー授業中止により減少したものでございます。その他の項目につきましては、おおむね前年度と同額でございますので、省略させていただきます。

91ページでございます。2目体育施設費、本年度予算額1,006万2,000円、前年度と比較いたしまして184万5,000円の増額となっております。財源内訳は、その他特定財源が85万円、一般財源が921万2,000円でございます。主な項目につきましてご説明いたします。7節賃金、本年度予算額233万2,000円、前年度対比20万1,000円の減となっておりますが、町民センターに図書室が移設され、図書司書が常駐し、体育センターの受け付け業務等の一部を兼務いたしますことから、体育センター管理人の賃金が減少したことが主なものでございます。11節需用費でございますが、本年度予算額389万8,000円、前年度対比202万4,000円の増となっておりますが、鶉プールのろ過ポンプ等が経年劣化により交換しなければならなくなったことから、これに要する経費を計上したことによる増

でございます。その他の項目につきましては、消費税アップ分の追加のほかはおおむね前年度と同額でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で10款教育費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、飯山企画振興課長。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、10款教育費のうち企画振興課所管事項について内容の説明を申し上げます。

88ページをお開き願います。3目社会教育施設費であります。炭鉱館に係る管理運営経費でございます。炭鉱館につきましては、昨年度ボランティアの協力により8年ぶりに開館し、開館期間4月26日から10月13日の間において約1,400名の来館者があり、平成26年度においても開館を予定するところであり、平成26年度についても、開館期間は4月26日から10月の12日までの土曜日、日曜日とお盆期間で、時間は午前10時から午後4時までとする予定でございます。炭鉱館運営に係る経費につきましては、11節需用費で消耗品費や光熱水費等で83万2,000円、89ページ、12節役務費で火災保険料や各種手数料として15万3,900円、13節委託料で夜間警備業務などで32万2,000円、90ページ、18節備品購入費で展示室用映像装置購入用として10万円を予算計上するものであります。

以上、10款教育費のうち企画振興課所管事項について説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で10款教育費の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1項教育総務費全般について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようでございますので、打ち切ります。

2項小学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

3項中学校費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

2目青少年対策費、3目社会教育施設費について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

5項保健体育費全般について質疑を受けます。質疑のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で10款教育費について質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費に入ります。内容の説明を飯山企画振興課長、米田総務課長に順次説明を求めてまいります。初めに、飯山企画振興課長、お願いします。

○企画振興課長（飯山重信） それでは、11款災害復旧費についてご説明いたします。

94ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、1目治山施設災害復旧費、本年度1万3,000円、前年度同額で、財源内訳は全額一般財源でございます。ここで計上しています賃金は災害が発生した場合の賃金

で、前年度と同額につき、内容は省略させていただきます。

以上で災害復旧費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 続きまして、米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、96ページをお開き願います。12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額3億5,627万2,000円、前年度比較で847万5,000円の減で、財源内訳はその他特定財源が9,410万5,000円、一般財源が2億6,216万7,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、昭和63年度から平成23年度まで借り入れの長期債92件の償還元金で平成5年度借り入れの公住債など10件の償還が終了したことによる減となっております。

2目利子、本年度予算額5,280万2,000円、前年度比較で242万3,000円の減、財源内訳はその他特定財源1,596万9,000円、一般財源で3,683万3,000円となっております。23節償還金、利子及び割引料におきまして、昭和63年度から平成25年度借り入れ予定までの118件の長期債償還利子並びに一時借入金利子の計上で、元金同様長期債の償還終了による減となっているものでございます。

次に、98ページへ参ります。職員費でございます。13款職員費、1項職員費、1目職員給与費、本年度予算額5億29万5,000円、前年度比較6,513万3,000円の減、財源内訳はその他特定財源2,126万9,000円、一般財源で4億7,902万6,000円となっております。本目につきましては、職員71名から広域連合への派遣職員、また各特別会計、一般会計のうち公営住宅建設費に計上します10人分を除きました一般職61人に特別職3人分を含めまして、64人分の人件費を計上するものでございます。2節給料ですが、2億4,535万8,000円、前年度比較で2,808万1,000円の減となっております。主な減額要因としましては、職員数が昨年度と比較しまして福祉医療センター職員などを合わせ総体で

7人が減員となったことによるものでございます。また、独自削減につきましては、従前同様特別職で町長20%、副町長、教育長15%、一般職で3%の削減を継続しております。3節職員手当等1億1,205万3,000円、前年度比較で2,052万8,000円の減でございますが、給料同様職員数の減によるものでございます。4節共済費8,137万6,000円、前年度比較で983万1,000円の減となっておりますが、同様に職員数の減によるものでございます。19節負担金、補助及び交付金6,150万8,000円、前年度比較で669万3,000円の減でございます。同じく職員数の減によります退手組合負担金の減でございます。

次に、100ページをお開きください。予備費でございます。14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額300万円で前年度同額、財源内訳は全額一般財源となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で11款災害復旧費、12款公債費、13款職員費、14款予備費の説明が終わりました。

一括質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方は発言願います。高橋委員。

○6番（高橋成和） 何もないようなので、ちょっと聞かせていただきたいのですけれども、災害復旧の関係なのですけれども、ここ数年大雨というか、ゲリラ豪雨、そういうものがあって、町内でも何カ所か土砂崩れが起きたりとか、そういうのがあるのですけれども、朝駒の集会所へ上がっていくところの橋、よくあそことか、水没というか、水があふれたりとか、あとトンネルのところの山ほうほうから砂利が流れてきて、結構流出して、汚れると言ったら変ですけれども、道路塞いでしまうようなときがあるのですけれども、またことしもああいう大雨出れば、あそこ必ずなるものだから、そういう予算というのは当初から組まれていないのでしょうか、毎年、ことしも起きるような気しますし、改善策というのも今の

ところどうなっているのかなと、見た目は危ない
なと思うのですよ、素人目で僕が見ていると。ト
ンネルのコンクリの関係あるから、多分抑えられ
ていると思うのですけれども、それらも含めてど
ういうふうにされているのか、ちょっとお聞かせ
いただければなと思うのですけれども、よろしく
お願いします。今後の対応

○委員長（数馬 尚） 技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） 朝駒朝陽橋の
排水詰まりの件でございますが、上流から流れて
くる部分につきましては、土現とも協議をしまし
て、上砂川町の排水に土砂が流入しないように対
処されたい旨の申し入れを行っております。それ
とこの排水柵の詰まりにつきましては、過去には
余り例がなかったのですが、ここ数年急に土砂の
流入により排水詰まりを起こすようになったの
で、それがどのような状況によって発生している
のかということも今後状況を見ながら、どのよ
うな対策を講じていくか検討を進めていきたいと
考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（高橋成和） ありがとうございます。去
年そういうのがあって、あの辺の朝駒に住んでい
る人からそういう声があったのです。多分僕は心
配ないなと思うのですけれども、ああいうふう
に流れてくると心配な方もいらっしゃるようで、
それでちょっと聞いてみたかったので、済みませ
ん、ありがとうございました。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち
切ります。

以上で歳出についての審査を終了いたします。

次に、歳入に入ります。歳入全般について内容
の説明を求めます。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） それでは、歳入につ
きまして一括説明をいたします。前年度と比較を
しまして増減の大きいものにつきましては説明と
させていただきます、前年度同額や移動の小さな

ものにつきましては省略させていただきますの
で、ご理解をお願いいたします。

16ページでございます。初めに、町税、町民税
でございます。1目個人、本年度予算額6,530万
円、前年度比較で209万4,000円の増額となっ
ております。所得割額の増によるものでございま
す。

2目法人、本年度予算額795万3,000円、前
年度比較で48万9,000円の増額となっております。
法人税割の増が主な要因でございます。

17ページへ参りまして、町たばこ税、1目町た
ばこ税、本年度予算額1,950万4,000円、前
年度比較で379万7,000円の減額で、売り上げ
見込み本数の減によるものでございます。

次ページへ参りまして、中段より下になります。
地方交付税でございます。1目地方交付税、本
年度予算額15億7,000万円、前年度比較で4,680
万円の増で、地方財政計画に基づきます交付実績
の勘案と公債費の償還終了による減額などの見込
みを含め、普通交付税におきましては前年度とほ
ぼ同額の13億5,000万円、特別交付税で前年度
比較4,700万円増の2億2,000万円を見込むも
のでございます。

次に、19ページへ参りまして、使用料及び手
数料、使用料でございますが、1目総務使用料、
本年度予算額30万円、前年度比較29万円の増、
3つほど飛びまして、5目教育使用料、本年度
予算額90万円、前年度比較28万円の増につ
きましては、それぞれ町民センター、体育セン
ターの改修が終了し、3月より開館したことによ
ります使用料の増でございます。

1つ戻りまして、4目土木使用料、本年度
予算額1億7,377万円、前年度比較で159万7,000
円の減額で、2節住宅使用料におきまして公
営改良住宅等の入居戸数の減による使用料の減
でございます。

20ページをお開きください。1目証紙収入、
本年度予算額1,977万8,000円、前年度比較
98万5,000円の減で、公営改良住宅の水
洗化に伴いますし

尿処理分の証紙収入の減が主な要因でございます。

国庫支出金、国庫負担金でございます。1目民生費負担金、本年度予算額1億2,928万5,000円、前年度比較で155万3,000円の増額となっております。1節社会福祉費負担金で、障害者自立支援法に基づきます該当者の増加等によるものでございます。

国庫補助金、1目総務費補助金、本年度予算額540万円、前年度比較で6,450万円の減額は、町民センター、体育センター耐震補強事業の終了によるものでございます。

2目民生費補助金、本年度予算額3,064万円、前年度比較で2,936万円の増額は、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の増によるものでございます。

21ページへ参りまして、4目土木費補助金、本年度予算額567万円、前年度比較154万1,000円の増額は、1節公営住宅建設費補助金で鶉若葉台公営住宅水洗化事業の補助対象事業費の増によるものでございます。

続きまして、22ページをお開きいただきまして、一番上段、上でございます。道支出金、道負担金2目保険基盤安定拠出金、本年度予算額1,477万4,000円、前年度比較で132万8,000円の増額でございます。後期高齢者医療における保険料軽減対象者数の増によるものでございます。

道支出金、道補助金のうち4目商工費補助金、本年度予算額12万9,000円、前年度比較で620万8,000円の減額で、昨年度実施しました国の緊急雇用創出推進事業を活用した特産品の開発研究調査事業費の減によるものでございます。

道委託金へ参りまして、1目総務費委託金、本年度予算額441万4,000円、前年度比較462万7,000円の減額で、昨年7月に実施されました参議院議員選挙費委託金の減によるものでございます。

23ページへ参りまして、財産収入、財産運用収入でございます。1目財産貸付収入、本年度予算

額1,432万3,000円、前年度比較3,067万6,000円の減額は、福祉医療センターの建物貸付収入の減によるものでございます。

次に、繰入金、基金繰入金でございます。1目基金繰入金、本年度予算額60万円、前年度比較190万円の減額は、図書などの整備終了によります地域振興基金の減額によるものでございます。

次ページをお開き願います。諸収入、雑入でございます。5目雑入、本年度予算額3,167万5,000円、前年度比較1億720万5,000円の減で、医療センター職員人件費負担金の精査による減でございます。

最後に、25ページ、町債でございます。1目総務債、本年度予算額1億2,500万円、前年度比較2億4,500万円の減額は、町民センター、体育センター耐震補強、改修事業の終了による減が主な要因でございます。

2目衛生債、本年度予算額860万円は、石狩川流域下水道組合によるし尿処理施設の整備によるものでございます。

3目土木債、本年度予算額560万円、前年度比較90万円の減額は、鶉若葉台改良住宅の水洗化事業に係ります公営住宅債の減によるものでございます。

以上で歳入全般の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で歳入の説明が終わりました。

歳入全般について質疑をお受けしたいと思いません。ページ数と項目を述べてからご発言願いたいと思いません。はい、どうぞ。

○8番（大内兆春） ページ数は18ページの特別交付税ですが、たしか4年前に人口急減補正で20年間さかのぼって人口減に対して特交で来ている部分があると思うのです。その部分がこの前浅利さんから聞いたけれども、よく理解できなくて、4年間で幾らぐらい来ているのか、もしこの場でわかれば教えてほしいのですが。

○財務係長（浅利基行） 大変申しわけございません。資料今手持ちでないものですから、後日改めまして、調べた上でお知らせしたいと思います。

○8番（大内兆春） 産炭地のよそから聞いたら、調べればすぐわかるよと言われたのです。

○財務係長（浅利基行） 申しわけございません。後日お知らせいたします。

○8番（大内兆春） 僕も勉強不足で悪いのだけれども、教えてもらったのだけれども、産炭地補正ではなくて人口急減補正の部分が知りたいのです。お願いします。

○財務係長（浅利基行） はい、わかりました。

○委員長（数馬 尚） 後日でよろしいですか。

○8番（大内兆春） はい。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

以上で歳入についての審査を終了いたします。

ここで歳出、歳入全般について質疑を受けます。質疑のある方はご発言願います。大内委員。

○8番（大内兆春） もとに戻って申しわけないです。先ほど聞こうと思ってまとめようとして考えていたら、高橋委員がなしと言ったものですから。33ページの需用費の庁舎の修繕料185万円計上しています。なぜ聞くのかといいますと、185万円の内容です、何を見込んで計上したのか。それと、先ほど正面玄関の通路解除になったというのか、除雪して。あれみっともないと見ていた。冬の間閉めているのをみっともないと見るか、お金節約しているのだなと受けとめる人もいると思うのです。私は、正面玄関で町の顔みたいなものですから、それはみっともないなと思って見ていたのです。その部分を直す予算は計上されているのかどうかお聞きいたします。

○委員長（数馬 尚） ちょっと答弁調整しますので、お待ちください。総務課長。

○総務課長（米田淳一） まず、庁舎の修繕料で

すけれども、これに関しましては特にどこという特定した箇所ではなく、庁舎全般にわたります一般修繕の経費として前年度と同様を計上させてもらっています。

それから、2点目でございますけれども、庁舎の正面、申しわけございません、大内委員のご質問は雪の落雪。

○8番（大内兆春） そうです。済みません、屋根からの落雪で通行どめにしているでしょう。だから、あれを直すのかどうかということです。

○総務課長（米田淳一） 実は、屋根の修繕につきましては昨年こちら側、南側のほうのふきかえ、塗りかえを終えたばかりでして、屋根の軒先から約1.5メートルほど先に雪どめを新たに設置をしまして、それで庁舎のすが漏り対策ということで昨年施したのですけれども、1年、今シーズン初めて経験してみまして、その1.5メートル分の雪が結果的にたまったものが暖気のとくにすべり落ちてあのような状態になっているということもございまして、抜本的にこれからどういった対策を講じていけばよいのかという部分については、今シーズン1シーズンこういってことで経験をしましたので、次年度以降検討していきたいというふうに考えております。いずれにいたしましても、大内委員おっしゃるように確かに見てくれは非常に悪くて、利用される方にもまたご不便おかけしているという部分重々承知しておりますので、何らかの対策等を講じていきたいというふうに思っております。また、車ですとか歩行者の安全をまず第一に考えなければならないということで、今シーズンにつきましてはやむなくあいつた措置で通行どめとさせていただいておりますことでご理解をいただきたいと思います。

○8番（大内兆春） わかりました。

○委員長（数馬 尚） 伊藤委員。

○1番（伊藤充章） ページ数は34ページ、総務費、総務管理費、6目の18節備品購入費です。防災対策用備品ということで130万円の計上があり

ます。先ほだのご説明では、オイルヒーター、それと発電機等の購入費用だということでしたけれども、発電機、これ大体どれぐらいの出力のものをお考えなのかなというのが1点と、防災対策用備品、それから避難所、あそこを拠点避難所にするというか、拠点避難所になるということだったのですが、大体収容人数がどれぐらいで、それに対する物資が足りているのかどうかということをちょっとお伺いしたいのですけれども。

○委員長（数馬 尚） はい。

○総務課長（米田淳一） 新年度の予算でまず購入を予定しております発電機ですけれども、この発電機に関しましては、いわゆるポータブル式の発電機をもう一回り大きくした程度、出力は具体的には今この場でカタログ等ございませんので、不明ですけれども、一般的に約8時間から10時間程度連続稼働が可能なポータブル型の発電機を4台、今年度についてはとりあえずは整備をしたいというふうに考えております。

〔発言する者あり〕

○総務課長（米田淳一） 済みません。収容人員と、それから物資の関係ですけれども、体育センターでの収容人員につきましては、概算ではありますが、700人から800人程度を体育センターで収容可能ということで見込んでおります。物資に関しましては、これは今のところ準備しておりますのは毛布、またアルミマット、それから飲料水、これらに関しましては全町住民の約1割分相当の分量ですけれども、4,000人台だったころに立てました計画なものですから、400人分の毛布と、それからアルミマットを用意をしているところでありまして、それから、飲料水に関しましては、大体大人1人当たり1日、成人で最低でも1.5リットルの水が必要だということを見込みまして、日数にしまして約3日間分、400人が3日間分要とする水量を常時準備をしていると、用意をするという、そういう内容で今のところ避難所での避難生活に備えているという、そういう状況

でございます。順次また、特に物資の関係につきましては飲料水のほかにも食料品等々も検討していかなければならないのですけれども、消費期限等々の兼ね合いもあるものですから、そのあたりは少し慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。こういったところでよろしいでしょうか。

○1番（伊藤充章） そうすると、順次必要なものはこれから数をそろえていくということですよ。

○総務課長（米田淳一） はい。

○1番（伊藤充章） それと、あと今おっしゃった発電機の規模、ポータブルより一回りぐらい大きいということ、大体2,000ワットから3,000ワットぐらいのクラスであると思えばよろしいでしょうか。

○総務課長（米田淳一） 主に発電機の利用を想定する用途としては、テレビですとかラジオですとか、あるいは携帯電話の充電などが当座すぐ必要になってくるだろうというようなことを想定した上で容量を満たすものということで選定しております。

○1番（伊藤充章） わかりました。ありがとうございます。ちなみに、済みません、もう一つ、それに対する燃料というのも当然備蓄はあるのですよね。

○総務課長（米田淳一） 実は、燃料自体はまだ備蓄はしておりません。

○1番（伊藤充章） なかったら使えないと思うのですけれども。

○総務課長（米田淳一） そのとおりでございまして、これらにつきましても今回整備いたします発電機とセットでガソリンの携行缶をワンセットでの購入ということ考えておりますので、燃料の備蓄につきましてもこれから進めていくと。

○1番（伊藤充章） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（数馬 尚） ほかにございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより議案第15号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号 平成26年度上砂川町一般会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎散会の宣告

○委員長（数馬 尚） 以上で一般会計予算の審査を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

なお、17日は午前10時から委員会を再開いたしますので、ご出席方よろしくお願いたします。

本日はまことにご苦労さまでした。

（散会 午後 1時45分）

平成26年第1回定例会予算特別委員会会議録（第2号）

○議事日程 第2号

議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康
保険特別会計（事業勘定）予算

議案第17号 平成26年度上砂川町後期高
齢者医療特別会計予算

議案第18号 平成26年度上砂川町下水道
事業特別会計予算

議案第19号 平成26年度上砂川町水道事
業会計予算

◎開議の宣告

○委員長（数馬 尚） おはようございます。た
だいまの出席委員は8名でございます。

定足数に達しておりますので、予算特別委員会
は成立いたしました。

直ちに会議を開きます。

（開議 午前10時00分）

◎議案第16号

○委員長（数馬 尚） それでは、ただいまから
付託案件の審査に入ります。

議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険
特別会計（事業勘定）予算について議題といたし
ます。

内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、平成26年度
国民健康保険特別会計予算について説明いたしま
す。

歳出でございます。120ページをお開き願いま
す。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1
目一般管理費、本年度予算額1億3,718万8,000円、
前年度比較3,573万6,000円の増で、財源内訳はそ
の他特定財源7,136万2,000円、一般財源は6,582

3月17日（月曜日）午前10時00分 開議
午前10時27分 閉会

万6,000円でございます。19節負担金、補助及び
交付金は、前年度比較3,604万円増の1億3,713万
8,000円の計上でございます。空知中部広域連合
に支払います分賦金のうち医療給付事業負担金に
つきましては、対前年度比3,455万3,000円増の1
億842万8,000円は前期高齢者交付金の減額や入院
患者増で医療費が増加に転じていることによるも
のでございます。

次に、2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予
算額136万4,000円、前年度比較41万3,000円の増
で、財源内訳はその他特定財源でございます。13
節委託料は、前年度比較40万9,000円増の111万3,
000円の計上は国保税軽減の拡充におけるシステ
ム改修業務費用38万8,800円でございます。

次の2款諸支出金、3款予備費、いずれも前年
度と同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。118ページをお開き願います。
2、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保
険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度
予算額6,101万4,000円、前年度比較55万8,000円
の増で、医療給付費現年課税分の増によるもので
ございます。

2目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予
算額495万円、前年度比較101万5,000円減につ
きましては、後期高齢者医療への移行と転出等によ
る被保険者数の減と所得の減少によるもので、保
険税合計では前年度比較45万7,000円減の6,596万
4,000円を計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促
手数料は、前年度同額につき、内容の説明は省略
をさせていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会

計繰入金、本年度予算額4,372万6,000円、前年度比較760万6,000円の減でございます。低所得者の保険税軽減に伴います減収補填分として保険基盤安定分2,285万2,000円、低所得者や高齢者が多いことでの財政安定化支援分として2,087万4,000円を計上しております。

3款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度予算額2,900万円、前年度比較2,900万円の増でございますが、連合に支払います分賦金がふえたことに伴いまして国民健康保険基金より5,720万円のうち2,900万円を繰り入れをし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第16号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号 平成26年度上砂川町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第17号

○委員長（数馬 尚） 議案第17号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。渡辺住民課長。

○住民課長（渡辺修一） それでは、平成26年度後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳出でございます。128ページをお開き願います。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額47万7,000円、前年度比較4万3,000円の増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。12節役務費、郵便料36万5,000円は、被保険者証の更新によるものでございます。

2項徴収費、1目徴収費、本年度予算額89万9,000円、前年度比較で1万5,000円増で、財源内訳は全てその他特定財源でございます。前年度とほぼ同額につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度予算額7,972万6,000円、前年度比較28万2,000円の減で、財源内訳はその他特定財源2,177万2,000円、一般財源5,795万4,000円でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合への負担金で、保険料等負担金は医療給付に係るもので、7,774万9,000円の計上です。事務費負担金につきましては、昨年事務処理システム開発事業の完了に伴い、26万9,000円減の197万7,000円を計上するものでございます。

次に、127ページでございます。3款諸支出金と4款予備費につきましては、前年度同額につき、

内容の説明を省略させていただきます。

歳入に参ります。126ページをお開き願います。
2、歳入、1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度予算額4,346万2,000円、前年度比較164万9,000円の増でございます。

2目普通徴収保険料1,458万7,000円の計上で、前年度比較343万2,000円の増でございます。

保険税全体では5,804万9,000円の計上で、前年度比較178万3,000円の減であります。被保険者数等の減少によるものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料、本年度予算額1,000円の計上で、前年度同額の予算につき、内容の説明は省略をさせていただきます。

3款広域連合支出金、1項広域連合支出金、1目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金、本年度予算額6万円の計上で、前年度同額につき、内容の説明は省略させていただきます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度予算額338万8,000円、前年度比較21万2,000円の減は、北海道広域連合への事務負担金の減によるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金、本年度予算額1,970万円、前年度比較177万1,000円の増につきましては、保険税の低所得者軽減に伴う減収分を補填するもので、繰入金全体では155万9,000円増の2,308万8,000円を繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

5款諸収入につきましては、前年度同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

以上で後期高齢者医療特別会計の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第17号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号 平成26年度上砂川町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第18号

○委員長（数馬 尚） 次、議案第18号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、平成26年度下水道事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、136ページをお開き願います。1款下水道費、1項下水道整備費、1目総務管理費、本年度予算額2,128万9,000円、前年度比較993万7,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他特定財源73万1,000円、2,055万8,000円が一般財源でございます。増額の主な要因といたしましては、認可処理区域内の污水管整備が完了したことから、給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金を合わせた人件費895

万8,000円を2目下水道建設費から組みかえたことによるものでございます。27節公課費412万6,000円、前年度比較97万2,000円の増額は、消費税法の改正によるものでございます。その他につきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目下水道建設費、本年度予算額435万9,000円、前年度比較984万1,000円の減額で、財源内訳につきましては起債320万円、その他特定財源115万9,000円でございます。減額の主な要因といたしましては、職員給料等895万8,000円を1目総務管理費へ組みかえたことによるものと19節負担金、補助及び交付金335万9,000円、前年度比較123万2,000円の減額は、石狩川流域下水道事業建設負担金の減によるものでございます。

2項下水道維持費、1目維持管理費、本年度予算額792万3,000円、前年度比較344万9,000円の増額で、財源内訳は全額一般財源でございます。11節需用費352万円、前年度比較142万円の増額は、マンホールと公共ますの修繕料の増によるものでございます。14節使用料及び賃借料175万3,000円、前年度比較156万3,000円の増額は、下水道法により整備が定められております下水道台帳システムを更新借り上げするものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。2款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額9,611万7,000円、前年度比較5,000円の減額で、財源内訳につきましては起債3,240万円、その他特定財源6,371万7,000円でございます。長期債償還元金の減によるものでございます。

2目利子、本年度予算額2,498万9,000円、前年度比較30万7,000円の増額で、財源内訳につきましてはその他特定財源2,169万9,000円、一般財源329万円で、平成8年度から25年度までの起債借り入れに係ります108件分を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたしますので、135ページをお開き願います。1款分担金及び負担金、1項受益者分担金、1目受益者分担金、本年度予算額189万円、前年度比較59万5,000円の減額は、公営住宅で前年度より34戸減の102戸と一般住宅で2戸の合計104戸分を計上するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、本年度予算額3,186万9,000円で、前年度比較131万1,000円の増額となっておりますが、公営住宅、一般住宅を合わせまして前年度より98戸増の1,247戸分を計上するものでございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金8,541万6,000円、前年度比較1,503万1,000円の増額は、事業の完了により公債費元金の返済財源となります資本費平準化債の借入額が減少したことによるもので、収支不足額を一般会計から繰り入れし、収支の均衡を図るものでございます。

4款諸収入につきましては、前年同額により、説明を省略させていただきます。

5款町債、1項町債、1目下水道事業債、本年度予算額3,560万円、前年度比較1,190万円の減額となっております。1節流域下水道事業債320万円、前年度比較10万円の減額は、処理場等の建設負担事業分の減によるもので、2節資本費平準化債3,240万円、前年度比較1,180万円の減額は、3款繰入金でご説明をさせていただきましたとおり、公債費元金に対する借入額が減少したことによるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。
○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち

切ります。

歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第18号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号 平成26年度上砂川町下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

◎議案第19号

○委員長（数馬 尚） 議案第19号 平成26年度上砂川町下水道事業会計予算について議題といたします。

内容の説明を求めます。佐藤技師長。

○企画振興課技師長（佐藤康弘） それでは、平成26年度下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

収益的支出からご説明いたしますので、154ページをお開き願います。1款下水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度予算額1,491万2,000円、前年度比較232万9,000円の減額となっております。主なものについてご説明申し上げます。賃金28万8,000円で、前年度比較305万9,000円の減額は、浄水場代替賃金を総係費、報酬に組みかえたことによるもので、委託料220万1,000円、前年度比較88万6,000円の増額は浄水場のガラス清掃業務と配水池排泥作業等が隔年での実施の年に当たることによるものでございます。そ

のほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

2目配水及び給水費、本年度予算額858万6,000円、前年度比較70万3,000円の減額となっております。委託料30万円、前年度比較70万3,000円の減額は、配水管本管排泥作業が隔年による休止の年に当たることによるものでございます。

3目業務費につきましては、前年同額により、説明を省略させていただきます。

4目総係費、本年度予算額3,054万7,000円、前年度比較560万2,000円の増額となっております。人件費等は職員3名と嘱託員2名分として2,716万8,000円の計上で、前年度比較589万円の増額は人事異動等によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年と同様の内容につき、説明は省略させていただきます。

次のページをお開き願います。5目減価償却費、本年度予算額5,019万円、前年度比較155万4,000円の増額は簡易水道等施設整備事業に伴う償却資産の増によるもので、6目資産減耗費、本年度予算額392万2,000円、前年度比較38万6,000円の増額は更新事業に伴う固定資産の除却が生じたことによるものでございます。

2項営業外費用、1目支払い利息及び企業債取扱費、本年度予算額3,785万3,000円、前年度比較326万2,000円の減額は起債償還利息の減少によるもので、2目雑支出72万円、前年度比較2万8,000円の増額は料金の不納欠損で24件分を計上するものでございます。

3目消費税及び地方消費税、本年度予算額486万1,000円、前年度比較167万9,000円の増額は、消費税法改正によるものでございます。

次に、収益的収入のご説明をいたしますので、153ページをお開き願います。1款下水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度予算額9,218万円、前年度比較118万7,000円の減額となっております。家事用件数は一般分として30件減の1,380件、福祉料金該当分として20件分の380件、あ

わせまして1,760件を見込みまして、前年度比較105万1,000円減の6,441万3,000円を計上し、業務用につきましては4件減の96件と使用水量の減少を見込み、前年度比較44万7,000円減の2,301万9,000円を騎乗しております。

2目その他の営業収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

2項営業外収益、2目繰入金は、収支不足補填のための一般会計からの繰入金で、前年度比較409万7,000円増の5,911万7,000円の計上は給水収益の減額等によるものでございます。

3目他会計負担金168万4,000円、前年度比較4万5,000円の増額は、下水道会計から使用料等賦課徴収事務の委託負担金で、事務費の増によるものでございます。

なお、1目受取利息及び配当金、4目雑収益は、前年同額につき、内容の説明を省略させていただきます。

次に、資本的支出についてご説明をいたしますので、159ページをお開き願います。1款資本的支出、1項企業債償還金、1目企業債償還金、本年度予算額8,613万6,000円、前年度比較589万6,000円の増額は、償還元金の増によるもので、昭和59年度から平成23年度までの企業債23件分を計上するものでございます。

2項建設改良費、1目簡易水道等施設整備事業費、本年度予算額5,800万円、前年度比較1,250万円の減額は、簡易水道事業の減によるものでございます。1節工事請負費は、前年に引き続き浄水施設の電気計装設備の更新工事として、設置後20年を経過いたしました中央監視設備の更新を行うものでございます。

続きまして、158ページ、資本的収入につきましてご説明申し上げます。1款資本的収入、1項出資金、1目負担区分に基づかない出資金3,202万5,000円、前年度比較395万6,000円の増額は、企業債償還元金のうち内部留保資金にて補填し、さらに不足する額を一般会計出資金として補填を

受けるものでございます。

2項企業債、1目企業債3,830万円、前年度比較1,630万円の減額は、簡易水道等施設整備事業の減によるもので、3項国庫補助金、1目国庫補助金1,883万9,000円、前年度比較359万3,000円の増額は、簡易水道事業の補助対象事業費の増によるものでございます。

4項他会計補助金、1目他会計補助費、本年度予算額86万1,000円、前年度比較20万7,000円の増額は、単独事業費の増によるものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

○委員長（数馬 尚） 以上で内容の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳出全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

次、歳入全般にわたって質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

これより採決いたします。議案第19号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号 平成26年度上砂川町水道事業会計予算は、原案のとおり可決いたしました。

この際ですので、全体を通して何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（数馬 尚） ないようですので、打ち切ります。

◎閉会の宣告

○委員長（数馬 尚） 以上をもちまして本予算特別委員会に付託になりました議案の審査が全て終了いたしました。

全議案が原案のとおり可決されましたので、その旨本会議において報告いたします。

これをもって予算特別委員会を閉会いたします。

委員各位のご協力を心から感謝申し上げます。大変ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

（閉会 午前10時27分）